令 和 3 年 度

市　税　概　要

水戸市財務部税務事務所

目　　次

〔総　　括〕

1　位置と面積等 …… 1
2　市域の変遷 …… 1
3　行政機構図 …… 2
4　税務機構及び事務分掌 …… 4
5　人口，世帯数調 …… 6
6　税務職員の推移 …… 6
7　各会計別歳入歳出予算（決算） …… 7
8　市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移（当初予算） …… 7
9　令和３年度一般会計歳入歳出予算（当初） …… 8
10　令和３年度一般会計歳入歳出予算（当初）構成比図 …… 9
11　令和３年度市税当初予算 …… 10
12　市税税目別構成比図 …… 11
13　令和２年度一般会計歳入歳出決算 …… 12
14　令和２年度一般会計歳入歳出決算構成比図 …… 13
15　市税の推移 …… 14
16　市税の決算額の推移 …… 17

〔市　民　税〕

1　個人市民税納税義務者調 …… 18
2　個人市民税調定額調 …… 18
3　個人市民税所得区分別課税状況 …… 18
⑴　納税義務者数 …… 18
⑵　税　額 …… 19
4　個人市民税年度別所得割納税義務者調 …… 20
5　個人市民税年度別所得割額調 …… 20
6　個人市民税課税標準額段階別（所得割）納税義務者調 …… 20
7　個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況 …… 21
8　個人市民税特別徴収義務者等に関する調 …… 22
9　個人市民税特別徴収税額（給与特徴）の推移 …… 22
10　法人市民税調定額調 …… 23
11　法人市民税年度月別調定額調 …… 23
12　法人市民税調定額の推移 …… 24
13　法人市民税均等割納税義務者数調 …… 25

14　法人市民税均等割調定額調 …… 25
15　法人市民税業種別税割額調 …… 26

〔市たばこ税〕

1　市たばこ税調定額調 …… 27
2　たばこ月別売渡本数調 …… 27

〔軽自動車税〕

1　環境性能割調定状況 …… 28
2　種別割課税状況 …… 28
3　非課税及び減免状況 …… 28
4　標識弁償金調定額調（決算額） …… 29

〔固定資産税，都市計画税〕

1　固定資産税資産別調定額調 …… 30
2　固定資産税資産別納税義務者調 …… 30
3　都市計画税資産別調定額調 …… 30
4　都市計画税資産別納税義務者調 …… 30
5　固定資産税，都市計画税年度別調定額の推移 …… 31
6　土地評価の概要 …… 32
(1)　総　　括 …… 32
(2)　納税義務者数 …… 32
(3)　土地の評価状況 …… 34
7　土地評価の推移 …… 35
(1)　課税地積 …… 35
(2)　課税筆数 …… 35
(3)　評 価 額 …… 35
8　宅地にかかる用途別評価状況（法定免税点以上のもの） …… 36
9　家屋評価の概要 …… 37
(1)　総　　括 …… 37
(2)　家屋評価の推移 …… 37
①　全　家　屋 …… 37
②　木 造 家 屋 …… 38
③　非木造家屋 …… 40
(3)　新増築家屋評価件数等調 …… 40

10　償却資産の概要 …… 42
(1)　総　　括 …… 42
(2)　納税義務者数 …… 42
(3)　償却資産調定額等調 …… 43
(4)　償却資産調定額の推移 …… 43
11　固定資産課税台帳の閲覧状況 …… 44
12　固定資産評価審査委員会 …… 44
固定資産評価審査委員会審査状況 …… 44

〔入 湯 税〕

1　入湯税調定額調 …… 45
2　月別入湯者数調 …… 45

〔徴 収 関 係〕

1　督促状発付状況 …… 46
2　市税の預金口座振替状況 …… 46
3　過誤納金の還付状況 …… 48
4　差押件数調 …… 50
5　令和２年度不納欠損処分事由別 …… 51
6　不納欠損額状況 …… 51

〔そ　の　他〕

1　証明件数の推移 …… 52
2　証明手数料一覧 …… 52
3　公示送達の推移 …… 53
4　税務手当（特殊勤務手当） …… 53
5　市税の賦課徴収に要する経費決算額調 …… 54

〔税　率　等〕 …… 56

〔譲与税等の譲与等の基準〕 …… 62

〔市税の税率等の推移〕 …… 65

〔総　　括〕

1　位置と面積等

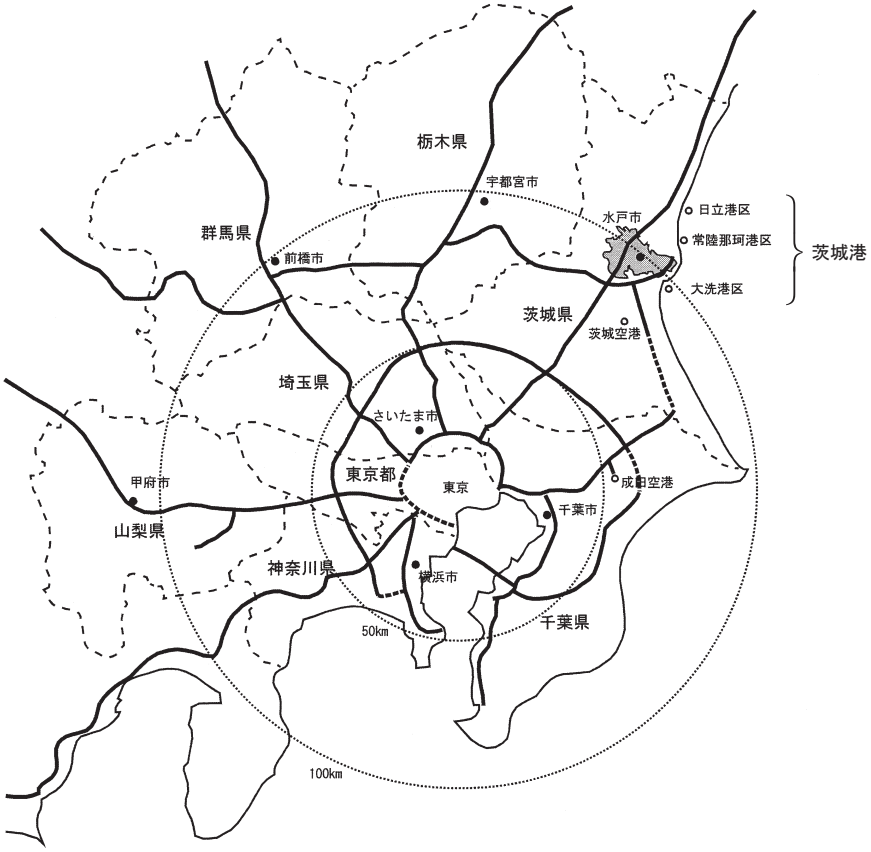

市域面積	217.32㎢
東西	23.7km
南北	18.2km
市役所の位置	
東経	140° 28′ 17″
北緯	36° 21′ 57″

2　市域の変遷

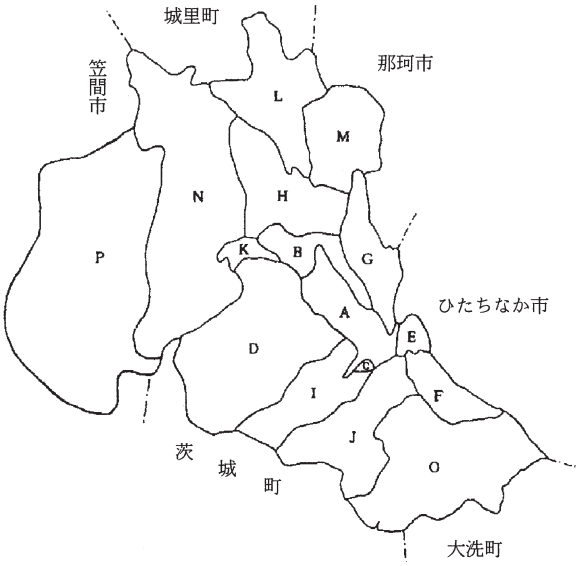

市域のひろがり

符号	編入年月日	旧町村名	面積(㎢)	人口(人)
A	明治22年４月１日	市制施行	6.17	25,591
B	昭和８年３月15日	常磐村	13.26	64,771
C	昭和24年11月３日	吉田村の一部	13.37	67,885
D	昭和27年４月１日	緑岡村	39.23	82,351
E	昭和27年４月１日	上大野村の一部		
F	昭和30年４月１日	上大野村	86.93	110,436
G	昭和30年４月１日	柳河村		
H	昭和30年４月１日	渡里村		
I	昭和30年４月１日	吉田村		
J	昭和30年４月１日	酒門村の一部		
K	昭和30年４月１日	河和田村の一部		
L	昭和32年６月１日	飯富村	111.54	120,775
M	昭和32年６月１日	国田村		
N	昭和33年４月１日	赤塚村	146.02	132,944
O	平成４年３月３日	常澄村	175.90	246,600
P	平成17年２月１日	内原町	217.45	262,603

注１　人口は，各年10月1日現在
　　２　平成19年10月1日から笠間市との境界修正を要因として，面積が217.43㎢となっている。
　　３　平成26年10月1日から面積計測方法の変更を要因として，面積が217.32㎢となっている。

3　行政機構図

令和３年４月１日現在

《主な仕事》

［市長部局］

- 市長
  - 副市長
    - 市長公室
      - 秘書課 ― 秘書，儀式及び表彰，文化栄誉賞，姉妹都市及び親善都市
      - 政策企画課 ― 総合計画の進行管理，行政課題の調査・研究，広域行政の企画・推進
      - 交通政策課 ― 公共交通政策，広域交通体系，自転車走行空間整備の企画
      - 情報政策課 ― 市行政の情報化，情報システム機器の維持管理，統計
      - みとの魅力発信課 ― 広報活動，広聴活動，市のイメージアップ戦略，フィルムコミッション，市民相談
    - 総務部
      - 総務法制課 ― 文書管理，条例・規則等の審査，情報公開，訴訟・審査請求の調整
      - 行政経営課 ― 行政改革，行政組織，職員定数，民間活力活用推進，外部監査
      - 人事課 ― 人事管理，人材育成，給与，福利厚生
      - 財産活用課 ― 市庁舎の維持管理，市有財産の管理及び活用，集中管理自動車の保管・整備
      - 市民課 ― 住民異動及び戸籍の届出，証明書等の発行，印鑑登録，個人番号カード，パスポートセンター
    - 財務部
      - 財政課 ― 議会の招集及び議案作成，予算の編成，市債及び地方交付税，財政事情の公表
      - 契約検査課 ― 工事等の入札及び契約，物品の購入，工事の設計審査，各種建設工事等の検査
      - 税務事務所
        - 市民税課 ― 個人市民税，法人市民税，軽自動車税，市たばこ税，その他諸税の賦課
        - 資産税課 ― 固定資産税・都市計画税の賦課，土地・家屋・償却資産の調査及び評価
        - 収税課 ― 市税の収納，納税証明の発行，納税相談，滞納整理，公売
    - 市民協働部
      - 市民生活課 ― 地域コミュニティの推進，市民センター，消費生活センター，市民との協働の推進
      - 防災・危機管理課 ― 防災訓練及び防災意識の啓発，危機管理，原子力安全対策，国民保護
      - 生活安全課 ― 交通安全対策，防犯対策，防犯灯の設置，空家空地等の適正管理
      - 文化交流課 ― 芸術文化の振興，国際交流，平和事業
      - 新市民会館整備課 ― 新市民会館の整備・運営
      - スポーツ課 ― 市民スポーツ，水戸黄門漫遊マラソン
      - 体育施設整備課 ― スポーツ施設の整備・維持管理
      - 男女平等参画課 ― 男女平等参画の推進，男女平等参画センター
    - 生活環境部
      - 環境保全課 ― 環境保全，鳥獣の保護，公害に係る調査・相談
      - 衛生事業課 ― 浄化槽・し尿・墓地の手続，見川クリーンセンター，斎場
      - ごみ減量課 ― ごみの減量化，ごみ処理事業の企画
      - 廃棄物対策課 ― 産業廃棄物の処理に関する許可等，土砂等による埋立て等の許可，不法投棄の防止・指導
      - 清掃事務所 ― 一般廃棄物の収集，資源物の収集，清掃工場の運転
    - 福祉部
      - 福祉総務課 ― 地域福祉の推進，民生・児童委員，災害見舞，人権擁護，地域改善対策
      - 生活福祉課 ― 生活保護の決定及び実施，生活困窮者自立支援，行旅病人及び行旅死亡人
      - 障害福祉課 ― 障害者手帳，障害者の福祉サービス，障害者の福祉手当，子ども発達支援センター
      - 高齢福祉課 ― 高齢者の総合支援，老人福祉施設の管理，敬老事業，地域支援センター
      - 子ども課 ― 子育て支援，少子対策，児童手当・児童扶養手当，女性・ＤＶ相談，家庭児童相談
      - 福祉指導課 ― 社会福祉法人の設立認可等，児童福祉施設・老人福祉施設等の指導監査
      - 介護保険課 ― 介護サービス事業者の指定，介護保険の給付，要介護・要支援の認定，介護保険料の算定・徴収
    - 保健医療部
      - 保健所
        - 保健総務課 ― 休日夜間緊急診療所の運営，保健衛生統計，医事及び薬事，地域医療
        - 保健衛生課 ― 環境衛生，食品衛生，衛生検査，食肉検査，動物愛護センター
        - 地域保健課 ― 母子保健，健康づくりの推進，健康増進，がん検診，受動喫煙防止
        - 保健予防課 ― 感染症対策，予防接種，精神保健の相談・支援，新型コロナワクチン接種
      - 国保年金課 ― 国民健康保険，医療福祉費，後期高齢者医療，国民年金
    - 産業経済部
      - 商工課 ― 中心市街地活性化対策の総合調整，商業・工業の振興，雇用促進，市営駐車場
      - 観光課 ― 観光振興，観光イベント，観光物産・土産品
      - 農政課 ― 農用地の証明，森林法の届出，新規就農，農地利用権の設定，経営所得安定対策
      - 農業環境整備課 ― 土地改良事業の調整，農業用施設の計画・整備・維持補修，地籍調査事業の推進・成果の保管・修正
      - 農産振興課 ― 農産物の生産振興，６次産業化・農産物のブランド化の推進，畜産業の振興，有害鳥獣捕獲
      - 公設地方卸売市場 ― 市場整備の計画，市場施設の維持管理，市場取扱品の統計・広報
    - 建設部
      - 建設計画課 ― 道路・河川・都市下水路・排水路等の事業計画，道路の認定，廃止等，土砂採取事業の規制
      - 道路管理課 ― 道路・橋りょうの管理，台帳管理，道路に関わる証明，法定外公共物の財産管理等
      - 道路建設課 ― 市道の新設・改良，交通安全施設整備，橋りょうの整備
      - 生活道路整備課 ― 狭あい道路の拡幅整備，側溝の新設・改良，未舗装の認定外道路の舗装整備
      - 河川都市排水課 ― 河川等(準用河川，排水路，都市下水路)の管理及び整備
      - 建築課 ― 市有建築物の建築工事の設計や工事監理，市有建築物の耐震診断や耐震改修
      - 土木補修事務所 ― 道路・橋りょう等の維持補修，未舗装の市道の舗装整備
      - 内原建設事務所 ― 内原地域の道路・橋りょう等の整備及び維持補修
    - 都市計画部
      - 都市計画課 ― 都市計画の決定・変更，都市景観，屋外広告物の許可・取締，駐車場の整備計画
      - 建築指導課 ― 建築の確認及び検査，開発行為の許可及び検査，違反建築物・開発の指導
      - 公園緑地課 ― 公園整備の推進，公園の管理，緑化の推進，千波湖の水質浄化
      - 市街地整備課 ― 中心市街地の道路整備等，弘道館・水戸城跡周辺地区整備，土地区画整理
      - 住宅政策課 ― 住宅政策，市営住宅
      - 泉町周辺地区開発事務所 ― 泉町周辺地区の再開発事業の推進
  - 副市長
  - 会計管理者
    - 会計課 ― 現金・有価証券の出納及び保管，決算の調製，支出命令の審査

《主な仕事》

［消　防］

- 消防本部
  - 消防総務課 ― 消防事務の企画・調整，消防施設の管理，人事管理
  - 火災予防課 ― 建物や危険物施設等の立入検査，防火管理指導，違反対策，防火指導
  - 消防救助課 ― 各種災害の防ぎょ対策，消防車両等の配備，いばらき消防指令センター
  - 救　急　課 ― 応急手当・ＡＥＤの普及啓発，救急車の管理，救急隊の育成
  - 北消防署 ― 災害発生時の消火・救急・救助，消防水利の調査
  - 南消防署 ― 災害発生時の消火・救急・救助，消防水利の調査

※ １１９番通報の受付及び出動命令は，いばらき消防指令センター（内原庁舎）

［上下水道局］

- 上下水道事業管理者
  - 水道部
    - 水道総務課 ― 水道事業の企画・調整，広報広聴，物品・工事等の入札・契約・検査，人事管理
    - 経　理　課 ― 現金の出納及び資金計画，決算，水道部財産の管理，水道料金の収納
    - 水道整備課 ― 送配水管施設等の工事
    - 給　水　課 ― 給水装置工事，漏水調査及び修理受付，量水器の維持管理，鉛製給水管解消
    - 浄水管理事務所 ― 水質の検査，施設の運転，楮川ダム及び貯水池の維持管理

※ 水道の使用開始申込・中止の届出・水道料金等の支払・納付相談・問合せは，水道部お客様受付センター（本庁舎１階）

  - 下水道部
    - 下水道管理課 ― 下水道の計画，予算，決算，接続同意，使用料
    - 下水道整備課 ― 下水道の整備
    - 集落排水課 ― 農業集落排水
    - 下水道施設管理事務所 ― 下水道の維持，下水処理施設

［教育委員会］

- 教育長
  - 教育部
    - 教育企画課 ― 教育委員会会議，人事管理，教育行政に係る企画・調整
    - 学校管理課 ― 市立小中学校への転入学，就学援助，学校事故
    - 学校保健給食課 ― 学校保健，給食，学校給食共同調理場
    - 幼児教育課 ― 幼稚園・保育所等への入園（所），就学前教育・保育，教育・保育給付認定
    - 学校施設課 ― 学校の予算経理，教材・教具等の整備，学校施設の整備・維持管理
    - 生涯学習課 ― 生涯学習，社会教育，青少年教育，みと好文カレッジ，少年自然の家，移動天文車
    - 歴史文化財課 ― 文化財保護，世界遺産の登録推進，埋蔵文化財センター，博物館，内原郷土史義勇軍資料館
    - 放課後児童課 ― 開放学級，民間学童クラブ，放課後子ども教室
    - 中央図書館 ― 中央図書館，図書館資料の提供，学校図書館支援
  - 総合教育研究所
    - 教育研究課 ― 情報教育，学校への指導，学校教育等に係る調査・研究，教職員研修，特別支援教育，教育相談，青少年相談

［選挙管理委員会］

- 選挙管理委員会事務局 ― 選挙の執行管理，選挙人名簿の整理，選挙の啓発

［監査委員］

- 監査委員事務局 ― 監査，決算審査，現金の出納検査

［農業委員会］

- 農業委員会事務局 ― 農地の権利移動，農地転用，農業者年金，農業委員会報

［議会］

- 議会事務局
  - 総　務　課 ― 議員の身分・報酬，会計経理，議事堂の管理，茨城県市議会議長会
  - 議　事　課 ― 本会議，常任委員会，特別委員会，議案・請願・陳情，法制，行政視察，議会報

4　税務機構及び事務分掌（4月1日現在）

	課名	係名	所長	課長	副参事	課長補佐	係長	事務職員	計	事務分掌
税務事務所			1						1	
	市民税課			1	(1)	2			3 (1)	
		税制係					1	2	3	1　税務事務所内の調整に関すること。 2　税務事務所内の予算調整，経理及び庶務に関すること。 3　市税の統計に関すること。 4　市税に係る条例及び規則に関すること。 5　税制度の調査に関すること。 6　地方譲与税，利子割交付金，配当割交付金，株式等譲渡所得割交付金，法人事業税交付金，地方消費税交付金，ゴルフ場利用税交付金及び環境性能割交付金に関すること。 7　水戸を応援する寄附金に関すること。 8　固定資産評価審査委員会に関すること。
		諸税係					1	3	4	1　市税等の調定に関すること。 2　課税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関すること。 3　市たばこ税及び軽自動車税の調査及び賦課に関すること。 4　法人マスターの管理に関すること。 5　法人市民税の調査及び賦課に関すること。 6　入湯税の調査及び賦課に関すること。
		市民税第1係					1	8	9	1　市民税の調査及び賦課に関すること。
		市民税第2係					1	7	8	1　市民税の調査及び賦課に関すること。
		小計		1	(1)	2	4	20	27 (1)	
	資産税課			1		3			4	
		資産税係					1	5	6	1　固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 2　国有資産等所在市町村交付金に関すること。 3　課税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関すること。
		家屋第1係					(1)	5	5 (1)	1　家屋の調査及び評価に関すること。
		家屋第2係					1	5	6	1　家屋の調査及び評価に関すること。
		土地評価係					1	4	5	1　土地の評価に関すること。 2　特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。
		土地調査係					1	3	4	1　土地の調査に関すること。
		償却資産係					1	3	4	1　償却資産の調査及び評価に関すること。
		小計		1		3	5 (1)	25	34 (1)	

	課名	係名	所長	課長	副参事	課長補佐	係長	事務職員	計	事務分掌
税務事務所	収税課			1	(2)	3			4 (2)	
		管理係					1	8	9	1　収納対策の総合調整に関すること。 2　納税思想の普及及び納税相談に関すること。 3　市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の収納管理に関すること。 4　納税証明（市民課において処理できないものに限る。）に関すること。 5　市税等の過誤納金の還付に関すること。 6　督促状の発付に関すること。 7　市税の減免に関すること。 8　市税等の口座振替に関すること。 9　茨城租税債権管理機構に関すること。
		整理第1係					1	6	7	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		整理第2係					1	6	7	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		整理第3係					1	6	7	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		整理第4係					1	6	7	1　市税等の滞納整理に関すること。 2　差押え及び公売に関すること。 3　市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4　市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5　他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6　債権の管理に関すること。
		小計		1	(2)	3	5	32	41 (2)	
	合計		1	3	(3)	8	14 (1)	77	103 (3)	

※副参事（ ）内は副参事兼課長補佐で，課長補佐の人員に含まれている。
※係長（ ）内は課長補佐兼係長で，課長補佐の人員に含まれている。

5　人口, 世帯数調（4月1日現在）

区分 年度	人　　口 （人）	世 帯 数 （世帯）	1㎢当り人口 （人）	1㎢当り世帯数 （世帯）	1世帯当り人員 （人）
H29	270,376	119,193	1,244	548	2.27
H30	269,925	120,088	1,242	553	2.25
R1	269,596	121,377	1,241	559	2.22
R2	269,015	122,633	1,238	564	2.19
R3	268,869	124,127	1,237	571	2.17

6　税務職員の推移（4月1日現在）

区分 年度	税務職員数 （人）	職員1人当り人口 （人）	職員1人当り世帯数 （世帯）	職員1人当り面積 （㎢）
H29	102	2,651	1,169	2.13
H30	100	2,699	1,201	2.17
R1	101	2,669	1,202	2.15
R2	102	2,637	1,202	2.13
R3	103	2,610	1,205	2.11

7　各会計別歳入歳出予算（決算）

（単位:千円）

会計別＼年度	R3年度当初予算	R2年度決算 歳入	R2年度決算 歳出
一般会計	118,510,000	156,934,743	151,415,354
特別会計	54,538,400	54,045,837	51,303,641
国民健康保険会計	22,394,000	22,423,782	21,488,501
公設地方卸売市場事業会計	921,000	1,599,116	1,003,949
駐車場事業会計	1,066,000	176,396	162,478
農業集落排水事業会計	747,000	882,461	847,422
東前第二土地区画整理事業会計	260,000	219,539	90,229
公共用地先行取得事業会計	440,900	170,044	170,044
介護保険会計	24,570,000	24,920,686	23,904,840
介護サービス事業会計	47,500	51,127	44,638
後期高齢者医療会計	4,078,000	3,592,463	3,589,810
母子父子寡婦福祉資金会計	14,000	10,223	1,730
合計	173,048,400	210,980,580	202,718,995

8　市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移（当初予算）

（単位:円）

区分＼年度	一般会計歳出額 1世帯当り	一般会計歳出額 市民1人当り	市税負担額 1世帯当り	市税負担額 市民1人当り
H29	1,048,686	462,304	351,706	155,046
H30	1,082,648	481,663	349,456	155,471
R1	1,053,898	474,484	349,671	157,428
R2	992,441	452,413	335,521	152,950
R3	954,748	440,772	331,482	153,033

9　令和3年度一般会計歳入歳出予算（当初）

（単位:千円）

歳入			歳出		
款項	予算額	構成比(%)	款項	予算額	構成比(%)
1 市税	40,173,055	33.9	1 議会費	555,516	0.5
(1) 市民税	19,917,540	(16.8)	2 総務費	14,634,613	12.4
(2) 固定資産税	15,999,737	(13.5)	(2) 徴税費	1,225,091	(1.0)
(3) 軽自動車税	708,206	(0.6)	① 税務総務費	898,267	(0.7)
(4) 市たばこ税	1,908,808	(1.6)	② 賦課徴収費	326,824	(0.3)
(5) 入湯税	3,600	(0.0)	3 民生費	46,898,202	39.6
(6) 都市計画税	1,635,164	(1.4)	4 衛生費	9,233,001	7.8
2 地方譲与税	741,000	0.6	5 労働費	49,663	0.0
3 利子割交付金	28,500	0.0	6 農林水産業費	1,779,860	1.5
4 配当割交付金	159,000	0.1	7 商工費	965,692	0.8
5 株式等譲渡所得割交付金	167,000	0.1	8 土木費	16,029,616	13.5
6 法人事業税交付金	598,000	0.5	9 消防費	4,416,409	3.7
7 地方消費税交付金	6,168,000	5.2	10 教育費	12,125,334	10.2
8 ゴルフ場利用税交付金	61,000	0.1	11 災害復旧費	2	0.0
9 環境性能割交付金	41,100	0.0	12 公債費	11,722,092	9.9
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	400	0.0	13 予備費	100,000	0.1
11 地方特例交付金	777,000	0.7			
12 地方交付税	8,246,000	7.0			
13 交通安全対策特別交付金	42,000	0.0			
14 分担金及び負担金	2,490,065	2.1			
15 使用料及び手数料	2,435,487	2.0			
16 国庫支出金	23,291,901	19.7			
17 県支出金	8,703,175	7.3			
18 財産収入	255,917	0.2			
19 寄附金	300,000	0.3			
20 繰入金	1,782,660	1.5			
21 繰越金	200,000	0.2			
22 諸収入	3,975,540	3.4			
23 市債	17,873,200	15.1			
歳入合計	118,510,000	100.0	歳出合計	118,510,000	100.0

10　令和3年度一般会計歳入歳出予算（当初）構成比図

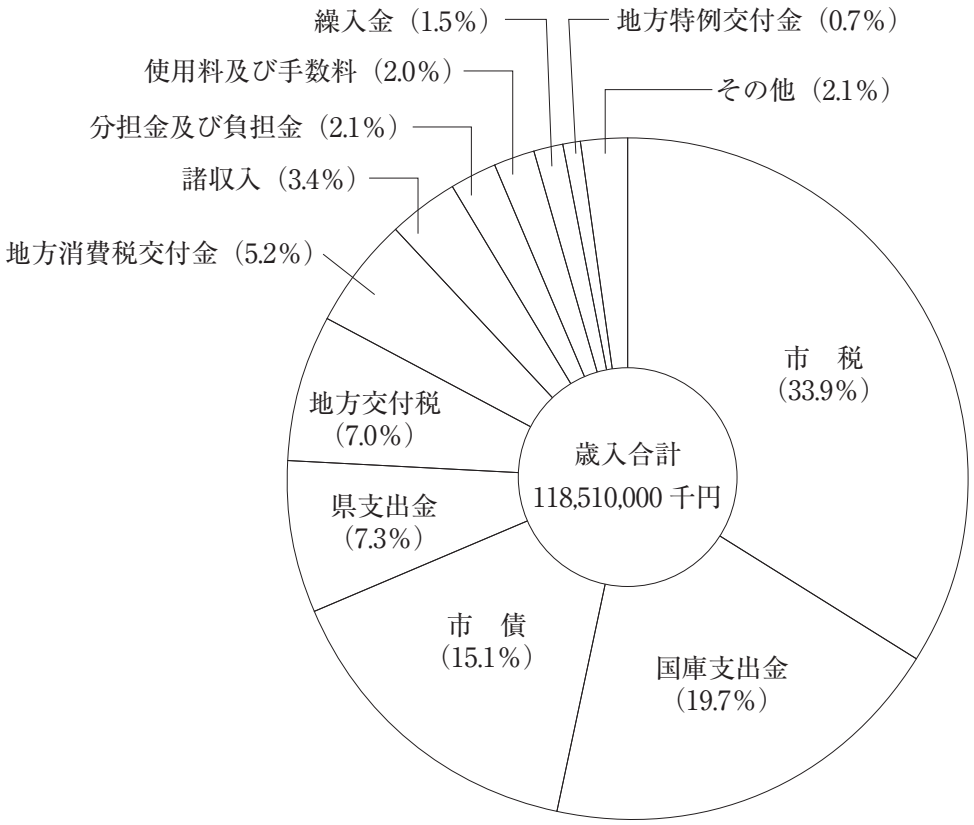

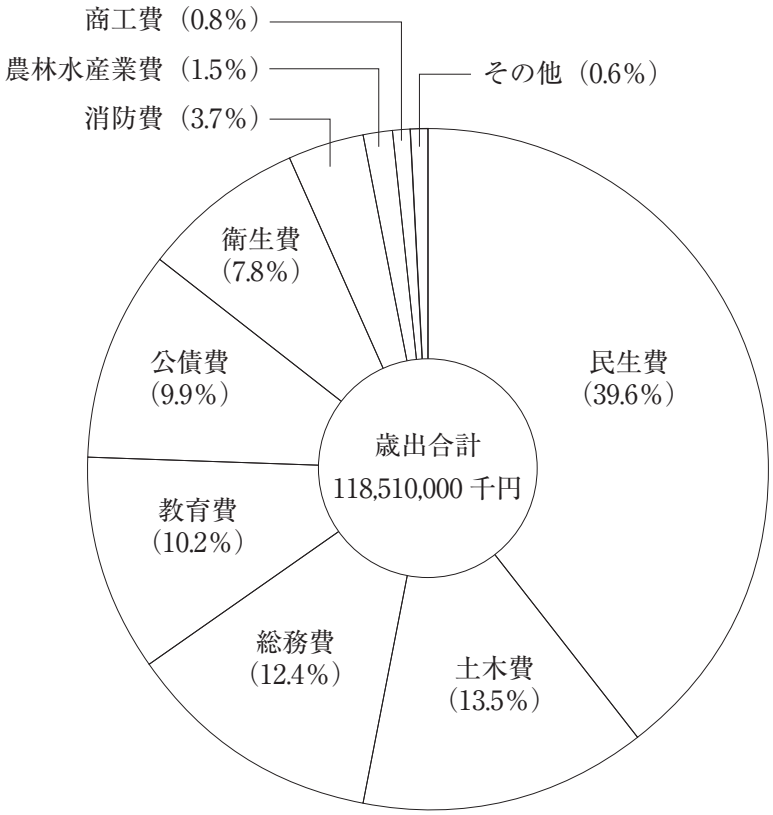

11　令和3年度市税当初予算

（単位:千円）

区分 税目	現年課税分	滞納繰越分	合計	構成比(%)
1　市民税	19,572,924	344,616	19,917,540	49.6
(1)　個人	16,246,141	193,398	16,439,539	40.9
均等割	474,302	5,646.21	479,948	1.2
所得割	15,771,839	187,752	15,959,591	39.7
(2)　法人	3,326,783	151,218	3,478,001	8.7
均等割	1,296,119	58,915	1,355,034	3.4
法人税割	2,030,664	92,303	2,122,967	5.3
2　固定資産税	15,671,969	327,768	15,999,737	39.8
(1)　純固定資産税	15,480,293	327,768	15,808,061	39.3
土地	5,351,885	113,317	5,465,202	13.6
家屋	7,828,756	165,760	7,994,516	19.9
償却資産	2,299,652	48,691	2,348,343	5.8
(2)　交付金及び納付金	191,676	−	191,676	0.5
交付金	191,676	−	191,676	0.5
納付金	−	−	−	−
3　軽自動車税	695,609	12,597	708,206	1.8
環境性能割	19,752	−	19,752	0.1
種別割	675,857	12,597	688,454	1.7
4　市たばこ税	1,908,808	−	1,908,808	4.7
5　入湯税	3,600	−	3,600	0.0
6　都市計画税	1,601,762	33,402	1,635,164	4.1
土地	740,539	15,443	755,982	1.9
家屋	861,223	17,959	879,182	2.2
合計	39,454,672	718,383	40,173,055	100.0

12　市税税目別構成比図

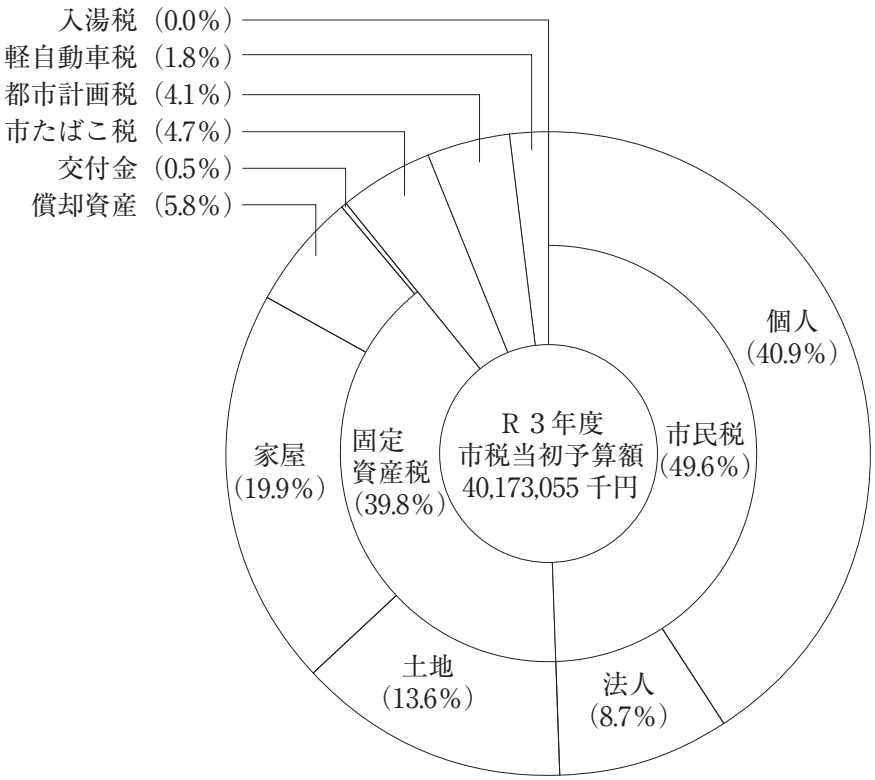

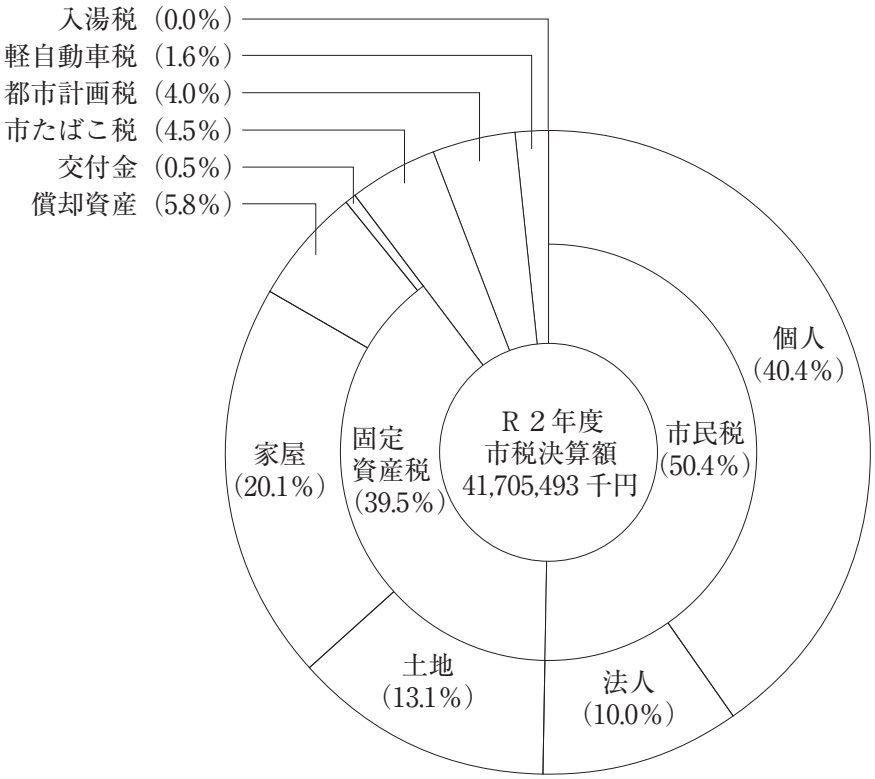

13　令和2年度一般会計歳入歳出決算

（単位:千円）

歳入			歳出		
款項	決算額	構成比(%)	款項	決算額	構成比(%)
1 市税	41,705,493	26.6	1 議会費	534,510	0.4
(1) 市民税	21,007,949	(13.4)	2 総務費	42,064,476	27.8
(2) 固定資産税	16,471,553	(10.5)	(2) 徴税費	1,177,662	(0.8)
(3) 軽自動車税	685,029	(0.4)	① 税務総務費	882,646	(0.6)
(4) 市たばこ税	1,864,314	(1.2)	② 賦課徴収費	295,016	(0.2)
(5) 入湯税	3,871	(0.0)	3 民生費	45,478,378	30.0
(6) 都市計画税	1,672,777	(1.1)	4 衛生費	12,375,460	8.2
2 地方譲与税	783,561	0.5	5 労働費	47,572	0.0
3 利子割交付金	31,993	0.0	6 農林水産業費	2,458,915	1.6
4 配当割交付金	153,436	0.1	7 商工費	1,880,775	1.2
5 株式等譲渡所得割交付金	213,927	0.1	8 土木費	17,483,849	11.6
6 法人事業税交付金	464,205	0.3	9 消防費	3,905,388	2.6
7 地方消費税交付金	6,148,864	3.9	10 教育費	14,603,281	9.6
8 ゴルフ場利用税交付金	61,233	0.0	11 災害復旧費	564,218	0.4
9 環境性能割交付金	55,725	0.0	12 公債費	10,018,532	6.6
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	383	0.0	13 予備費	0	－
11 地方特例交付金	297,241	0.2			
12 地方交付税	8,707,824	5.6			
13 交通安全対策特別交付金	42,322	0.0			
14 分担金及び負担金	2,060,253	1.3			
15 使用料及び手数料	2,252,348	1.5			
16 国庫支出金	56,143,400	35.8			
17 県支出金	8,926,846	5.7			
18 財産収入	68,538	0.0			
19 寄附金	320,970	0.2			
20 繰入金	1,801,921	1.2			
21 繰越金	5,628,853	3.6			
22 諸収入	2,809,307	1.8			
23 市債	18,256,100	11.6			
歳入合計	156,934,743	100.0	歳出合計	151,415,354	100.0

14　令和2年度一般会計歳入歳出決算構成比図

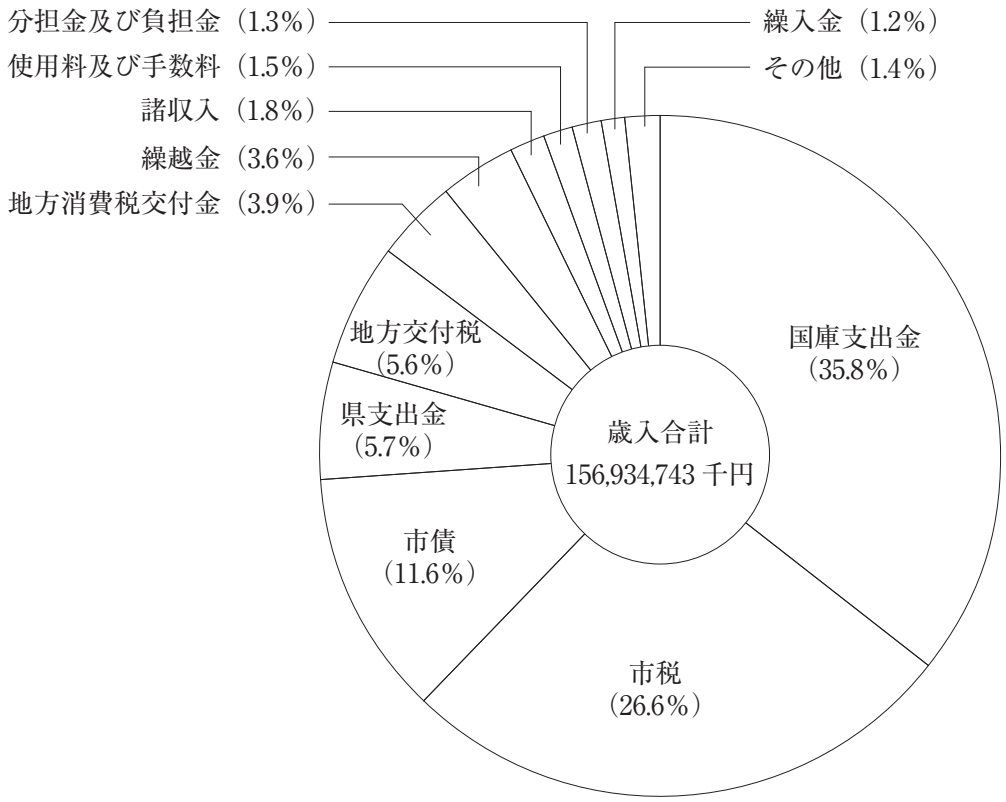

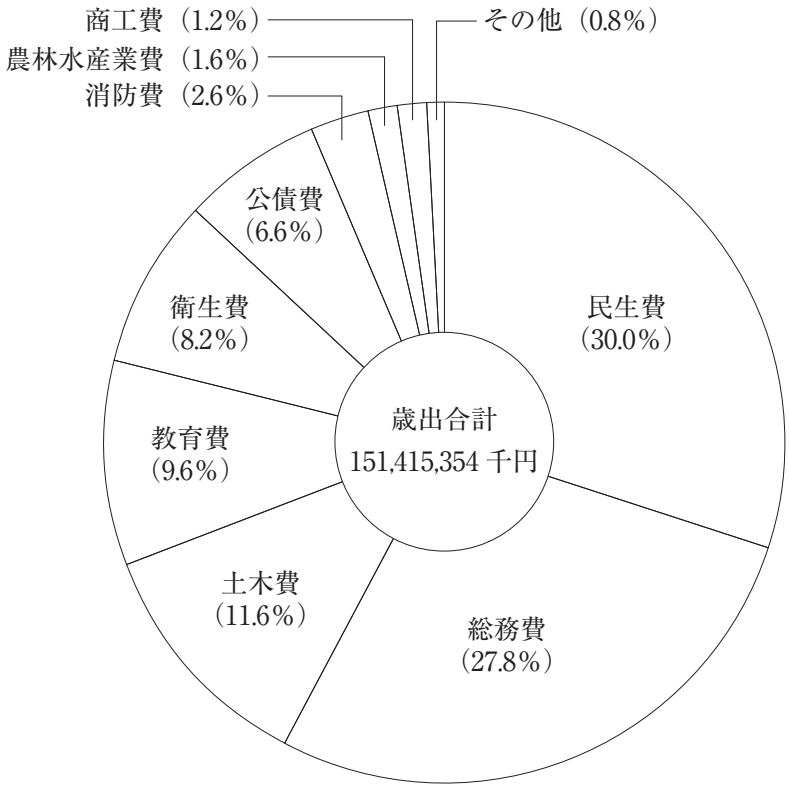

15　市税の推移

（単位:千円）

年度 / 科目		H 30				
		予算額	決算額		収入歩合	
			調定額	収入額	対予算(%)	対調定(%)
市税		41,965,436	43,497,848	41,908,133	99.9	96.3
現年課税分		41,592,091	41,950,572	41,460,909	99.7	98.8
滞納繰越分		373,345	1,547,276	447,224	119.8	28.9
1 市民税		21,723,295	22,555,579	21,737,380	100.1	96.4
現年課税分		21,559,926	21,771,902	21,519,245	99.8	98.8
個人		16,399,739	16,627,987	16,396,499	100.0	98.6
法人		5,160,187	5,143,915	5,122,746	99.3	99.6
均等割		1,335,011	1,323,868	1,316,546	98.6	99.4
法人税割		3,825,176	3,820,047	3,806,200	99.5	99.6
滞納繰越分		163,369	783,677	218,135	133.5	27.8
2 固定資産税		15,972,934	16,673,539	16,011,801	100.2	96.0
現年課税分		15,789,926	16,012,830	15,814,959	100.2	98.8
固定資産税		15,588,401	15,811,661	15,613,790	100.2	98.7
土地		5,405,625	5,495,828	5,427,041	100.4	98.7
家屋		7,773,490	7,902,178	7,803,304	100.4	98.7
償却資産		2,409,286	2,413,655	2,383,445	98.9	98.7
交付金及び納付金		201,525	201,169	201,169	99.8	100.0
滞納繰越分		183,008	660,709	196,842	107.6	29.8
3 軽自動車税		626,399	665,860	609,625	97.3	91.6
現年課税分		615,712	618,377	598,266	97.2	96.7
滞納繰越分		10,687	47,483	11,359	106.3	23.9
4 市たばこ税		2,006,006	1,910,309	1,910,309	95.2	100.0
現年課税分		2,006,006	1,910,309	1,910,309	95.2	100.0
滞納繰越分		－	－	－	－	－
5 入湯税		－	－	－	－	－
現年課税分		－	－	－	－	－
滞納繰越分		－	－	－	－	－
6 都市計画税		1,636,802	1,692,561	1,639,018	100.1	96.8
現年課税分		1,620,521	1,637,154	1,618,130	99.9	98.8
滞納繰越分		16,281	55,407	20,888	128.3	37.7
前年比	市税	100.1	99.8	100.6		
	現年課税分	100.1	100.4	100.6		
	滞納繰越分	98.0	86.1	103.7		

（単位:千円）

年度 / 科目		R 1				
		予算額	決算額		収入歩合	
			調定額	収入額	対予算(%)	対調定(%)
市税		42,442,067	43,623,485	42,168,941	99.4	96.7
現年課税分		42,114,080	42,216,817	41,749,869	99.1	98.9
滞納繰越分		327,987	1,406,668	419,072	127.8	29.8
1 市民税		22,099,553	22,388,824	21,630,706	97.9	96.6
現年課税分		21,930,536	21,658,860	21,428,151	97.7	98.9
個人		16,740,356	16,669,672	16,461,753	98.3	98.8
法人		5,190,180	4,989,188	4,966,398	95.7	99.5
均等割		1,328,325	1,321,209	1,316,095	99.1	99.6
法人税割		3,861,855	3,667,979	3,650,303	94.5	99.5
滞納繰越分		169,017	729,964	202,555	119.8	27.7
2 固定資産税		16,180,715	16,897,819	16,303,858	100.8	96.5
現年課税分		16,043,482	16,315,774	16,118,214	100.5	98.8
固定資産税		15,844,003	16,116,629	15,919,069	100.5	98.8
土地		5,402,472	5,511,669	5,444,322	100.8	98.8
家屋		8,055,709	8,176,690	8,070,968	100.2	98.7
償却資産		2,385,822	2,428,270	2,403,779	100.8	99.0
交付金及び納付金		199,479	199,145	199,145	99.8	100.0
滞納繰越分		137,233	582,045	185,644	135.3	31.9
3 軽自動車税		636,725	697,191	639,103	100.4	91.7
現年課税分		626,347	646,977	627,318	100.2	97.0
滞納繰越分		10,378	50,214	11,785	113.6	23.5
4 市たばこ税		1,870,037	1,931,502	1,931,502	103.3	100.0
現年課税分		1,870,037	1,931,502	1,931,502	103.3	100.0
滞納繰越分		－	－	－	－	－
5 入湯税		－	338	338	－	100.0
現年課税分		－	338	338	－	100.0
滞納繰越分		－	－	－	－	－
6 都市計画税		1,655,037	1,707,811	1,663,434	100.5	97.4
現年課税分		1,643,678	1,663,366	1,644,346	100.0	98.9
滞納繰越分		11,359	44,445	19,088	168.0	42.9
前年比	市税	101.1	100.3	100.6		
	現年課税分	101.3	100.6	100.7		
	滞納繰越分	87.9	90.9	93.7		

（単位:千円）

年度 / 科目		R 2				
		予算額	決算額		収入歩合	
			調定額	収入額	対予算(%)	対調定(%)
市税		41,543,961	43,185,396	41,705,493	100.4	96.6
現年課税分		41,196,353	41,950,248	41,281,566	100.2	98.4
滞納繰越分		347,608	1,235,148	423,927	122.0	34.3
1 市民税		20,950,868	21,759,361	21,007,949	100.3	96.5
現年課税分		20,780,055	21,120,070	20,793,100	100.1	98.5
個人		16,648,015	16,874,952	16,662,825	100.1	98.7
法人		4,132,040	4,245,118	4,130,275	100.0	97.3
均等割		1,306,138	1,313,241	1,276,255	97.7	97.2
法人税割		2,825,902	2,931,877	2,854,020	101.0	97.3
滞納繰越分		170,813	639,291	214,849	125.8	33.6
2 固定資産税		16,408,320	17,101,518	16,471,552	100.4	96.3
現年課税分		16,256,348	16,590,572	16,288,742	100.2	98.2
固定資産税		16,057,203	16,397,727	16,095,897	100.2	98.2
土地		5,406,460	5,499,625	5,398,564	99.9	98.2
家屋		8,227,711	8,436,736	8,281,339	100.7	98.2
償却資産		2,423,032	2,461,366	2,415,994	99.7	98.2
交付金及び納付金		199,145	192,845	192,845	96.8	100.0
滞納繰越分		151,972	510,946	182,810	120.3	35.8
3 軽自動車税		684,211	737,130	685,029	100.1	92.9
現年課税分		671,943	687,194	671,223	99.9	97.7
滞納繰越分		12,268	49,936	13,806	112.5	27.6
4 市たばこ税		1,827,305	1,864,314	1,864,314	102.0	100.0
現年課税分		1,827,305	1,864,314	1,864,314	102.0	100.0
滞納繰越分		－	－	－	－	－
5 入湯税		6,120	3,871	3,871	63.3	100.0
現年課税分		6,120	3,871	3,871	63.3	100.0
滞納繰越分		－	－	－	－	－
6 都市計画税		1,667,137	1,719,202	1,672,778	100.3	97.3
現年課税分		1,654,582	1,684,227	1,660,316	100.3	98.6
滞納繰越分		12,555	34,975	12,462	99.3	35.6
前年比	市税	97.9	99.0	98.9		
	現年課税分	97.8	99.4	98.9		
	滞納繰越分	106.0	87.8	101.2		

16　市税の決算額の推移

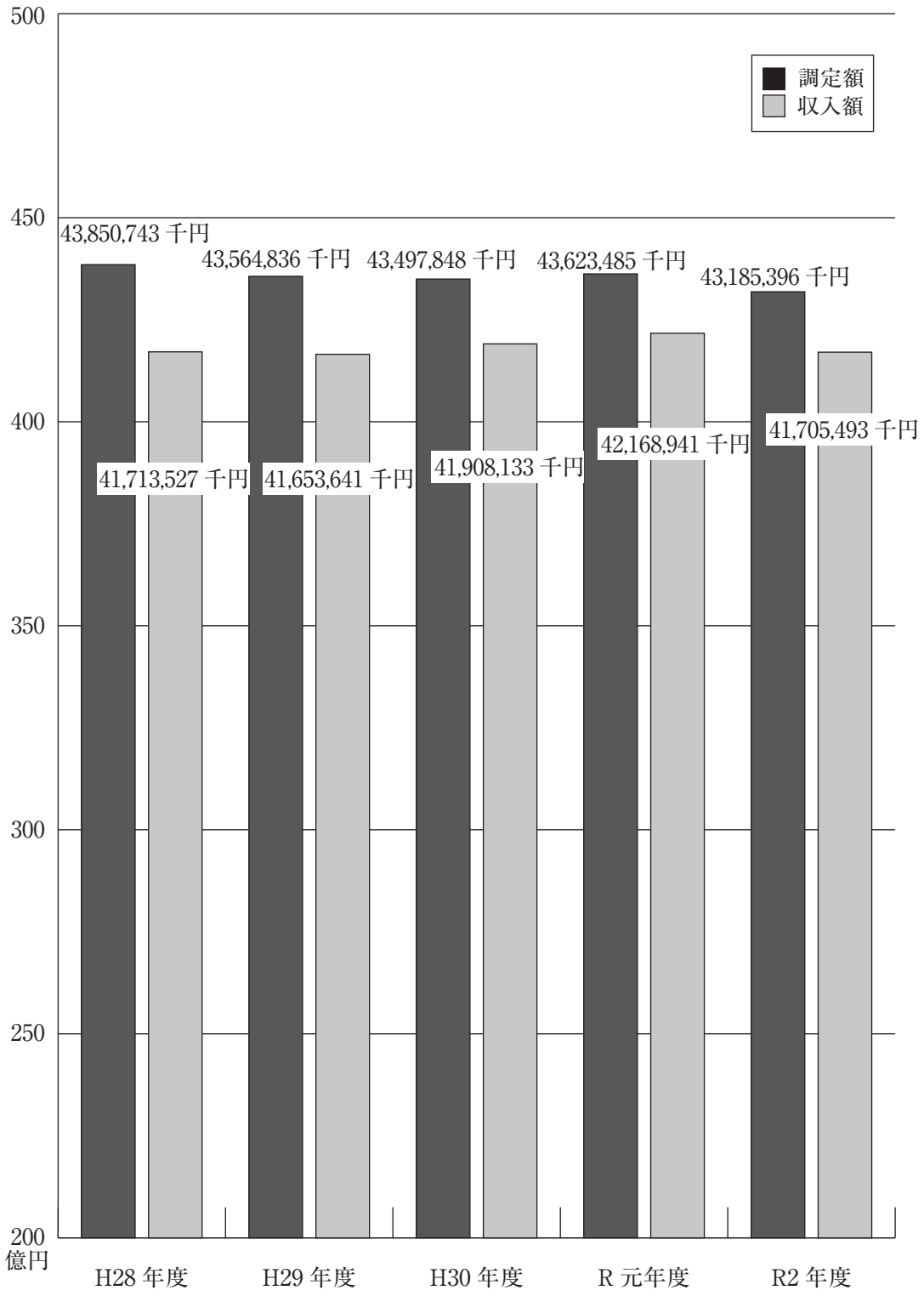

〔市　民　税〕

1　個人市民税納税義務者調（7月1日現在）

区分＼年度	H29 人員（人）	H29 構成比（%）	H30 人員（人）	H30 構成比（%）
均等割のみの者	8,091	6.2	8,346	6.3
所得割のみの者	－	－	－	－
均等割所得割の者	123,118	93.8	124,302	93.7
計	131,209	100.0	132,648	100.0
前年比（%）	101.5		101.1	

2　個人市民税調定額調（7月1日現在）

区分＼年度	H29 調定額（千円）	H29 構成比（%）	H30 調定額（千円）	H30 構成比（%）
均等割	459,232	2.9	464,268	2.8
所得割	15,611,354	97.1	15,957,121	97.2
計	16,070,586	100.0	16,421,389	100.0
前年比（%）	101.4		102.2	

3　個人市民税所得者区分別課税状況

（1）　納税義務者数

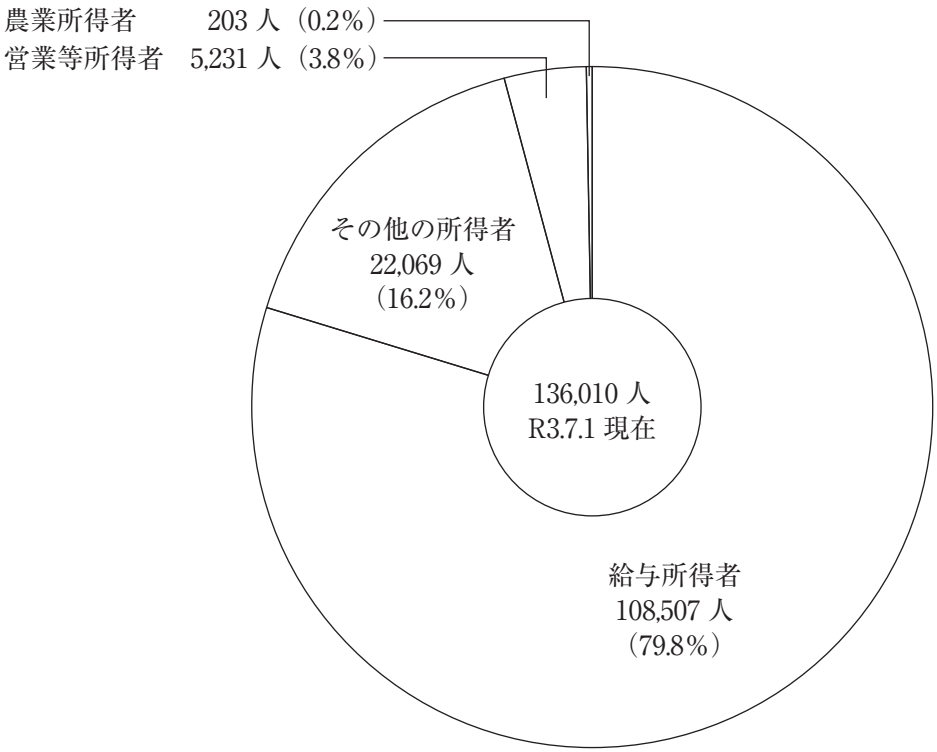

R1		R2		R3	
人　　員 （人）	構成比 （%）	人　　員 （人）	構成比 （%）	人　　員 （人）	構成比 （%）
8,387	6.2	8,399	6.2	8,296	6.1
－	－	－	－	－	－
125,820	93.8	127,084	93.8	127,714	93.9
134,207	100.0	135,483	100.0	136,010	100.0
101.2		101.0		100.4	

R1		R2		R3	
調　定　額 （千円）	構成比 （%）	調　定　額 （千円）	構成比 （%）	調　定　額 （千円）	構成比 （%）
469,724	2.9	474,191	2.8	476,032	2.9
15,933,878	97.1	16,203,135	97.2	15,861,293	97.1
16,403,602	100.0	16,677,326	100.0	16,337,325	100.0
102.2		101.7		98.0	

(2)　税　　額（調定額）

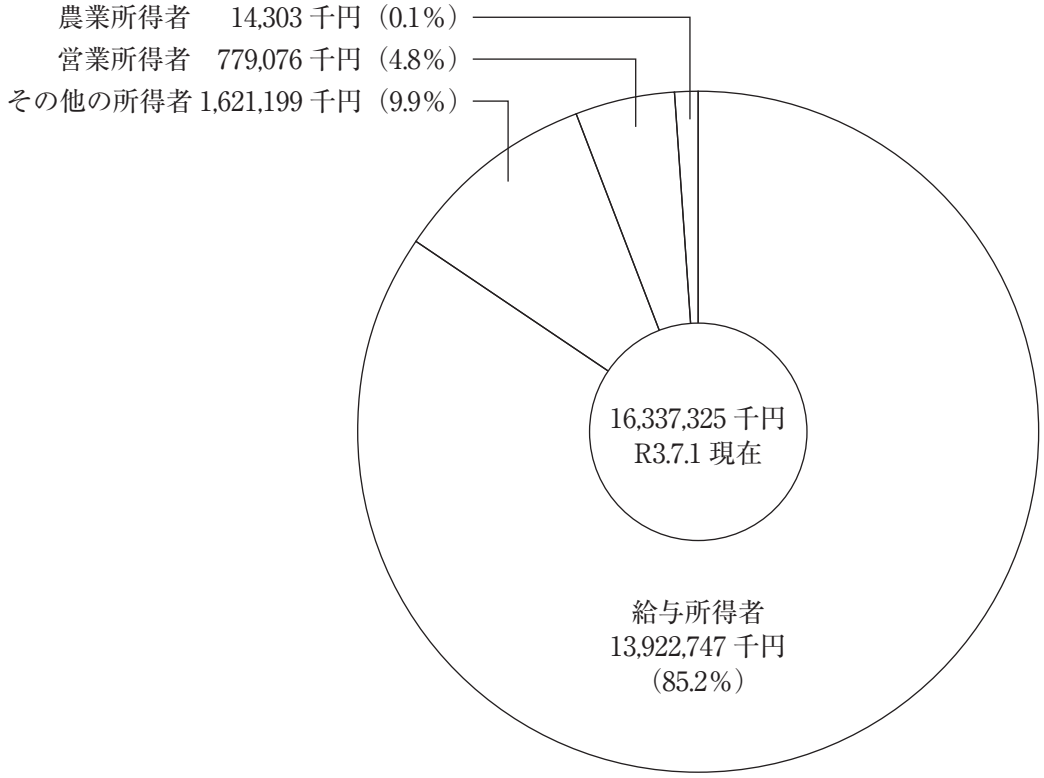

4　個人市民税年度別所得割納税義務者調（7月1日現在）

区分＼年度	H29 人員（人）	H29 構成比（%）	H30 人員（人）	H30 構成比（%）
給与所得	99,586	80.9	100,921	81.2
営業（等）所得	4,463	3.6	4,385	3.5
農業所得	201	0.2	214	0.2
その他の所得	18,868	15.3	18,782	15.1
合計	123,118	100.0	124,302	100.0

5　個人市民税年度別所得割額調（7月1日現在）

区分＼年度	H29 税額（千円）	H29 構成比（%）	H30 税額（千円）	H30 構成比（%）
給与所得	13,197,803	84.5	13,408,157	84.0
営業（等）所得	741,199	4.8	749,853	4.7
農業所得	19,928	0.1	20,222	0.1
その他の所得	1,652,424	10.6	1,778,889	11.2
合計	15,611,354	100.0	15,957,121	100.0

6　個人市民税課税標準額段階別（所得割）納税義務者調（7月1日現在）　（単位:人）

課税標準額の段階＼年度	R1	R2	R3
10万円以下の金額	4,927	4,726	4,739
10万円を超え　100万円以下	39,784	39,936	40,419
100万円　〃　200万円　〃	35,363	35,840	36,358
200万円　〃　300万円　〃	19,396	19,701	19,945
300万円　〃　400万円　〃	11,235	11,303	11,155
400万円　〃　550万円　〃	8,219	8,618	8,189
550万円　〃　700万円　〃	2,621	2,681	2,689
700万円　〃　1,000万円　〃	2,236	2,269	2,215
1,000万円を超える金額	2,039	2,010	2,005
合計	125,820	127,084	127,714

R1		R2		R3	
人　員（人）	構成比（%）	人　員（人）	構成比（%）	人　員（人）	構成比（%）
102,487	81.5	103,861	81.7	104,468	81.8
4,415	3.5	4,409	3.5	4,517	3.5
181	0.1	148	0.1	143	0.1
18,737	14.9	18,666	14.7	18,586	14.6
125,820	100.0	127,084	100.0	127,714	100.0

R1		R2		R3	
税　額（千円）	構成比（%）	税　額（千円）	構成比（%）	税　額（千円）	構成比（%）
13,584,817	85.3	13,770,529	85.0	13,542,972	85.4
761,333	4.7	759,249	4.7	760,768	4.8
13,370	0.1	13,106	0.1	13,592	0.1
1,574,358	9.9	1,660,251	10.2	1,543,961	9.7
15,933,878	100.0	16,203,135	100.0	15,861,293	100.0

7　個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況（7月1日現在）

（単位:千円）

年　度 課税標準額の段階	R1	R2	R3
10万円以下の金額	80,151	91,907	79,764
10万円を超え　100万円以下	1,259,078	1,264,824	1,284,050
100万円　〃　200万円　〃	2,895,850	2,955,403	2,968,859
200万円　〃　300万円　〃	2,707,890	2,719,835	2,740,298
300万円　〃　400万円　〃	2,276,089	2,312,344	2,229,771
400万円　〃　550万円　〃	2,215,612	2,311,215	2,177,306
550万円　〃　700万円　〃	940,079	952,445	952,513
700万円　〃　1,000万円　〃	1,077,890	1,085,322	1,046,679
1,000万円を超える金額	2,481,118	2,509,109	2,382,018
合　　計	15,933,757	16,202,404	15,861,258

8　個人市民税特別徴収義務者等に関する調（7 月 1 日現在）

区分 ＼ 年度		H29	H30	R1	R2	R3
特別徴収義務者数（人）	給与特徴	12,960	13,198	13,485	13,646	13,769
	年金特徴	8	8	7	7	7
納税義務者数（人）	給与特徴	89,814	91,472	93,135	94,674	96,256
	年金特徴	19,432	19,666	20,029	20,222	20,613
うち均等割のみ（人）	給与特徴	2,709	2,845	2,884	2,902	2,955
	年金特徴	2,478	2,660	2,770	2,862	2,939
特別徴収税額（千円）	給与特徴	12,495,820	12,733,420	12,917,383	13,121,441	12,965,279
	年金特徴	624,356	627,291	621,359	625,105	633,700

9　個人市民税特別徴収税額（給与特徴）の推移

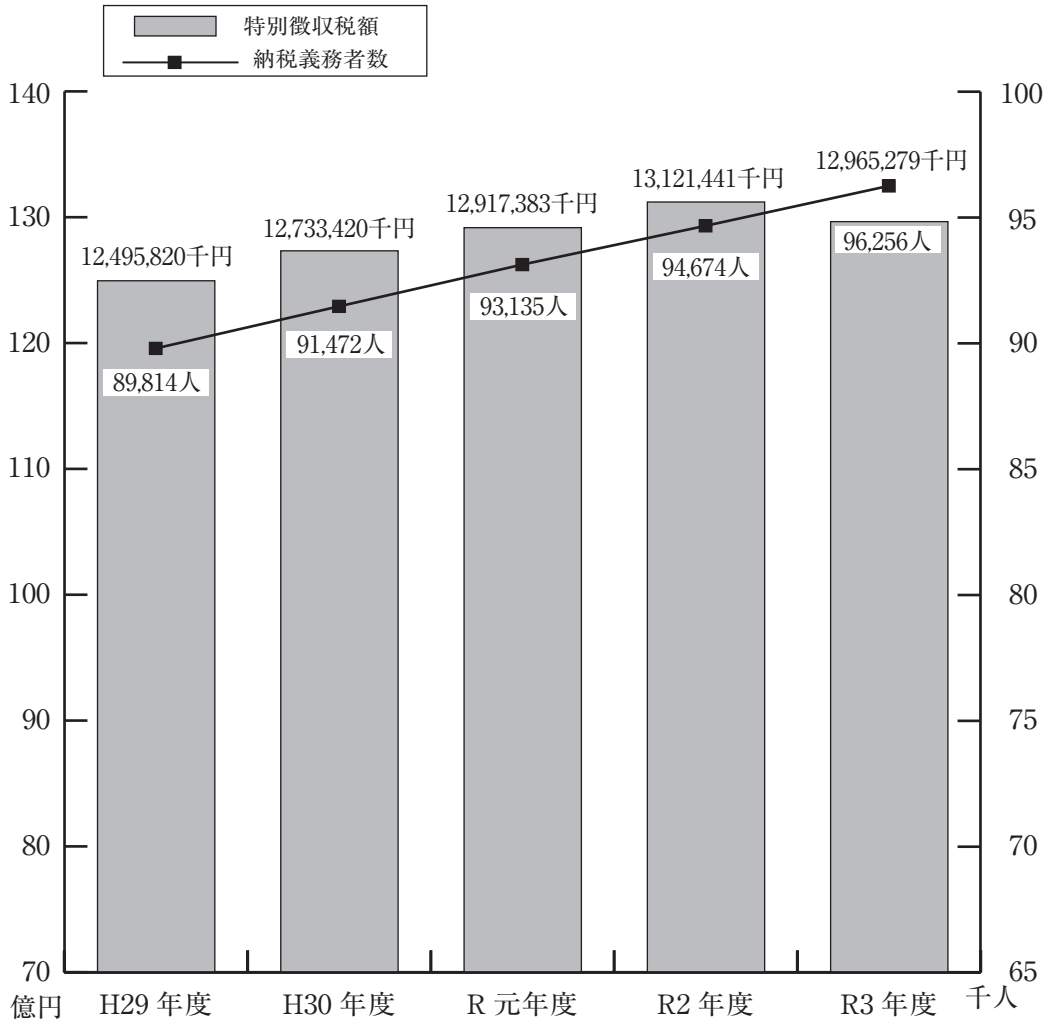

10　法人市民税調定額調（3 月 31 日現在）

区分 年度	納税義務者数(社)	均等割額(千円)	法人税割額(千円)	合　　計(千円)
H28	8,488	1,341,513	4,075,018	5,416,531
H29	8,540	1,344,800	3,744,237	5,089,037
H30	8,593	1,323,868	3,820,047	5,143,915
R1	8,665	1,321,209	3,667,979	4,989,188
R2	8,673	1,313,241	2,931,877	4,245,118

11　法人市民税年度月別調定額調

年度 月	H30		R1		R2	
	申告件数 (件)	調　定　額 (千円)	申告件数 (件)	調　定　額 (千円)	申告件数 (件)	調　定　額 (千円)
4月	1,077	138,706	1,107	149,476	1,021	129,766
5月	2,092	535,271	2,041	585,148	1,948	554,329
6月	1,889	1,748,928	1,812	1,473,283	1,738	1,297,402
7月	922	149,612	940	168,686	1,021	291,346
8月	970	225,016	1,005	219,502	1,017	226,225
9月	804	148,026	786	175,366	804	162,473
10月	866	198,597	882	179,539	897	184,486
11月	1,896	1,138,943	1,895	1,179,519	1,812	723,155
12月	903	469,440	959	432,748	924	355,420
1月	480	86,361	477	73,694	483	72,173
2月	795	123,792	786	133,897	828	118,408
3月	687	181,223	730	218,330	682	129,935
計	13,381	5,143,915	13,420	4,989,188	13,175	4,245,118

12　法人市民税調定額の推移

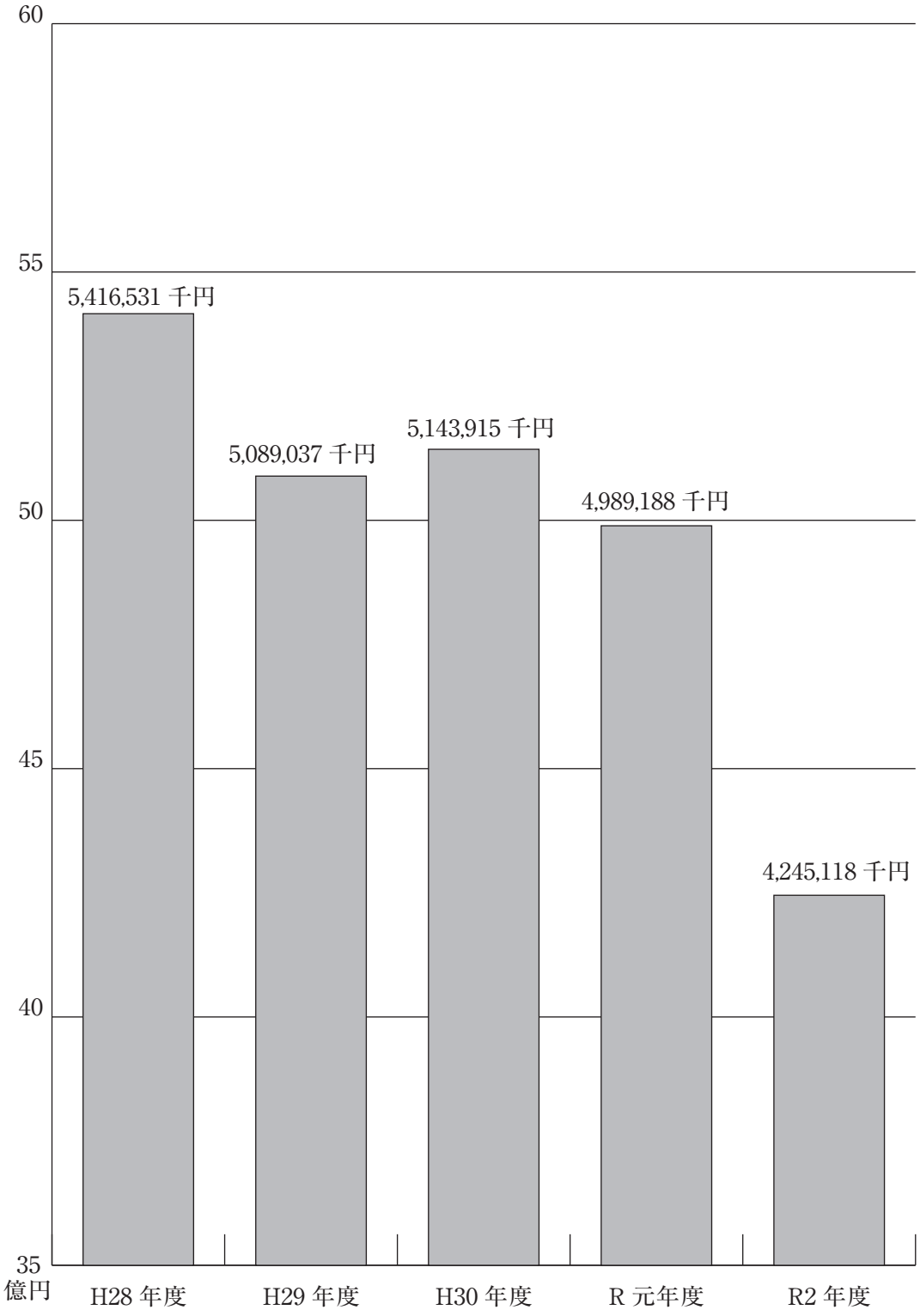

13　法人市民税均等割納税義務者数調（3 月 31 日現在）

法　人　の　内　訳		H30年度（社）	R元年度（社）	R2年度（社）
資本金等の額	従業者数			
50億円超	50人超	75	69	68
10億円超　50億円以下	50人超	18	20	19
10億円超	50人以下	627	636	619
1億円超　10億円以下	50人超	50	58	57
1億円超　10億円以下	50人以下	476	480	479
1千万円超　1億円以下	50人超	146	141	141
1千万円超　1億円以下	50人以下	1,329	1,321	1,315
1千万以下	50人超	68	69	76
その他の法人		5,804	5,871	5,899
合　　計		8,593	8,665	8,673

14　法人市民税均等割調定額調（3 月 31 日現在）

法　人　の　内　訳		H30年度（千円）	R元年度（千円）	R2年度（千円）
資本金等の額	従業者数			
50億円超	50人超	274,554	202,781	260,616
10億円超　50億円以下	50人超	40,506	38,424	43,214
10億円超	50人以下	309,234	372,093	304,666
1億円超　10億円以下	50人超	21,132	25,126	26,030
1億円超　10億円以下	50人以下	96,136	98,022	92,320
1千万円超　1億円以下	50人超	24,861	24,159	24,576
1千万円超　1億円以下	50人以下	207,642	207,884	204,739
1千万以下	50人超	9,828	9,456	10,170
その他の法人		339,975	343,264	346,910
合　　計		1,323,868	1,321,209	1,313,241

15　法人市民税業種別税割額調（3 月 31 日現在）

年度 / 産業区分	H 30			R 1			R 2		
	調定額（千円）	前年比（%）	構成比（%）	調定額（千円）	前年比（%）	構成比（%）	調定額（千円）	前年比（%）	構成比（%）
建設業	466,972	95.1	12.2	480,693	102.9	13.1	433,943	90.3	14.8
製造業	300,367	133.5	7.9	297,430	99.0	8.1	191,250	64.3	6.5
卸・小売業	783,296	99.2	20.5	798,865	102.0	21.8	601,112	75.2	20.5
金融・保険業	950,614	112.0	24.9	871,755	91.7	23.8	677,165	77.7	23.1
不動産業	267,312	119.3	7.0	222,882	83.4	6.1	192,546	86.4	6.6
運輸・通信業	289,979	99.0	7.6	246,290	84.9	6.7	181,409	73.7	6.2
電気・ガス業	126,693	54.8	3.3	112,945	89.1	3.1	114,456	101.3	3.9
サービス業	582,116	106.6	15.2	555,286	95.4	15.1	443,716	79.9	15.1
その他（農業･水産）	5,896	49.3	0.2	7,478	126.8	0.2	4,731	63.3	0.2
随時分	46,802	55.4	1.2	74,355	158.9	2.0	91,549	123.1	3.1
合計	3,820,047	102.0	100.0	3,667,979	96.0	100.0	2,931,877	79.9	100.0

〔市たばこ税〕

1　市たばこ税調定額調

区分 年度	売渡本数 （本）	調定調 （千円）	調定額 前年比 （%）	税率
H28	407,040,949	2,102,972	96.2	1,000本につき5,262円 旧3級品については，2,925円
H29	377,892,245	1,962,153	93.3	1,000本につき5,262円 旧3級品については，3,355円
H30	374,394,023	1,910,309	97.4	1,000本につき5,262円[平成30年9月まで] 1,000本につき5,692円 [平成30年10月以降] 旧3級品については，4,000円
R1	340,667,129	1,931,502	101.1	1,000本につき5,692円 旧3級品については，4,000円 [令和元年9月まで] 令和元年10月以降は5,692円
R2	334,908,150	1,864,314	96.5	1,000本につき5,692円[令和2年9月まで] 1,000本につき6,122円 [令和2年10月以降]

※平成 28 年度調定額については，「手持品課税 255,961 円」を含む。
※平成 29 年度調定額については，「手持品課税 250,007 円」を含む。
※平成 30 年度調定額については，「手持品課税 9,221,933 円」を含む。
※令和 元 年度調定額については，「手持品課税 116,531 円」を含む。
※令和 2 年度調定額については，「手持品課税 7,673,640 円」を含む。

2　たばこ月別売渡本数調

年度 月	H30		R1		R2	
	売渡本数 （本）	前年比 （%）	売渡本数 （本）	前年比 （%）	売渡本数 （本）	前年比 （%）
4月	30,605,897	89.2	28,605,815	93.5	27,174,634	95.0
5月	29,651,600	96.6	28,859,345	97.3	25,244,550	87.5
6月	30,071,552	87.7	30,590,775	101.7	26,138,665	85.4
7月	31,051,714	93.8	26,888,292	86.6	27,764,814	103.3
8月	30,516,377	94.1	30,879,189	101.2	28,745,637	93.1
9月	32,088,324	97.7	29,206,651	91.0	26,850,683	91.9
10月	42,440,977	133.0	30,095,208	70.9	36,243,675	120.4
11月	26,121,728	83.4	26,722,408	102.3	24,159,877	90.4
12月	29,823,076	100.4	27,160,947	91.1	26,568,811	97.8
1月	30,783,334	95.3	28,800,380	93.6	29,435,587	102.2
2月	31,606,804	110.8	27,754,616	87.8	28,531,969	102.8
3月	29,632,640	112.0	25,103,503	84.7	28,049,248	111.7
合　計	374,394,023	99.1	340,667,129	91.0	334,908,150	98.3

〔軽自動車税〕

1　環境性能割調定状況

年　度	R1		R2	
区　分	台　数（台）	調定額（千円）	台　数（台）	調定額（千円）
	349	6,099	1,127	19,301

2　種別割課税状況（7月1日現在）

区分＼年度				H29			H30		
				台　数（台）	調定額（千円）	台数前年比（%）	台　数（台）	調定額（千円）	台数前年比（%）
原動機付自転車	50cc以下			8,081	16,162	94.8	7,648	15,296	94.6
	90cc以下			814	1,628	95.9	816	1,632	100.2
	125cc以下			1,351	3,242	103.2	1,421	3,410	105.1
	ミニカー			188	696	103.2	199	736	105.8
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車			3,088	11,117	100.4	3,100	11,160	100.3
	三輪車			3	11	150.0	3	11	100.0
	四輪車	乗用	営業用	9	65	75.0	8	54	88.8
			自家用	52,485	452,026	102.3	53,251	475,491	101.4
		貨物	営業用	470	1,577	102.4	477	1,645	101.4
			自家用	16,387	80,633	98.9	16,098	80,248	98.2
	農耕用			1,618	3,883	99.6	1,583	3,799	97.8
	特殊作業用			347	2,047	100.9	359	2,118	103.4
二輪の小型自動車				3,907	23,442	102.7	3,998	23,988	102.3
合計				88,748	596,529	100.8	88,961	619,588	100.2

3　非課税及び減免状況（7月1日現在）

区分＼年度	非課税（台）	非課税（千円）	減免（台）	減免（千円）	合計（台）	合計（千円）
H29	533	2,275	715	5,516	1,248	7,791
H30	547	2,364	714	5,832	1,261	8,196
R1	553	2,422	736	6,302	1,289	8,724
R2	587	2,555	749	6,640	1,336	9,195
R3	597	2,738	750	6,726	1,347	9,464

R1			R2			R3		
台　数 (台)	調定額 (千円)	台数前年比 (%)	台　数 (台)	調定額 (千円)	台数前年比 (%)	台　数 (台)	調定額 (千円)	台数前年比 (%)
7,236	14,472	94.6	6,898	13,796	95.3	6,574	13,148	95.3
806	1,612	98.8	821	1,642	101.9	841	1,682	102.4
1,517	3,641	106.8	1,584	3,802	104.4	1,663	3,991	105.0
210	777	105.5	205	759	97.6	212	784	103.4
3,124	11,246	100.8	3,133	11,279	100.3	3,241	11,668	103.4
2	8	66.7	2	8	100.0	2	8	100.0
9	63	112.5	8	55	88.9	8	57	100.0
54,094	496,689	101.6	55,255	522,508	102.1	55,968	544,384	101.3
500	1,773	104.8	508	1,831	101.6	566	2,104	111.4
16,009	80,836	99.4	15,956	81,540	99.7	15,730	81,190	98.6
1,576	3,782	99.6	1,604	3,850	101.8	1,820	4,368	113.5
379	2,236	105.6	404	2,384	106.6	424	2,502	105.0
4,063	24,378	101.6	4,181	25,086	102.9	4,299	25,794	102.8
89,525	641,513	100.6	90,559	668,540	101.2	91,348	691,680	100.9

4　標識弁償金調定額調（決算額）

年度 / 区分	H28	H29	H30	R1	R2
件　数 (台)	171	196	173	126	145
弁償金 (円)	25,650	29,400	25,950	18,900	21,750

〔固定資産税，都市計画税〕

1　固定資産税資産別調定額調（5 月 31 日現在）

（単位：千円）

区分＼年度		H30	R1	R2	R3
固定資産	土地	5,497,018	5,513,778	5,499,670	5,448,087
	家屋	7,908,127	8,183,195	8,437,496	7,921,995
	償却資産	2,357,803	2,344,002	2,433,008	2,341,911
	計	15,762,948	16,040,975	16,370,174	15,711,993
交付金		201,169	199,145	192,845	191,394
納付金		－	－	－	－
合計		15,964,117	16,240,120	16,563,019	15,903,387
前年比（%）		99.1	101.7	102.0	96.0

2　固定資産税資産別納税義務者調（5 月 31 日現在）

（単位：人）

区分＼年度	H30	R1	R2	R3
土地	73,082	73,762	74,496	75,286
家屋	78,678	79,596	80,368	80,846
償却資産	3,354	3,531	3,780	3,535

（注）法定免税点以上のもの

3　都市計画税資産別調定額調（5 月 31 日現在）

（単位：千円）

区分＼年度	H30	R1	R2	R3
土地	762,700	762,607	760,911	752,963
家屋	874,824	901,291	923,245	866,263
合計	1,637,524	1,663,898	1,684,156	1,619,226
前年比（%）	98.8	101.6	101.2	96.1

4　都市計画税資産別納税義務者調（5 月 31 日現在）

（単位：人）

区分＼年度	H30	R1	R2	R3
土地	48,530	48,876	49,176	49,576
家屋	53,648	54,175	54,543	54,758

（注）法定免税点以上のもの

5　固定資産税，都市計画税年度別調定額の推移（5月31日現在）

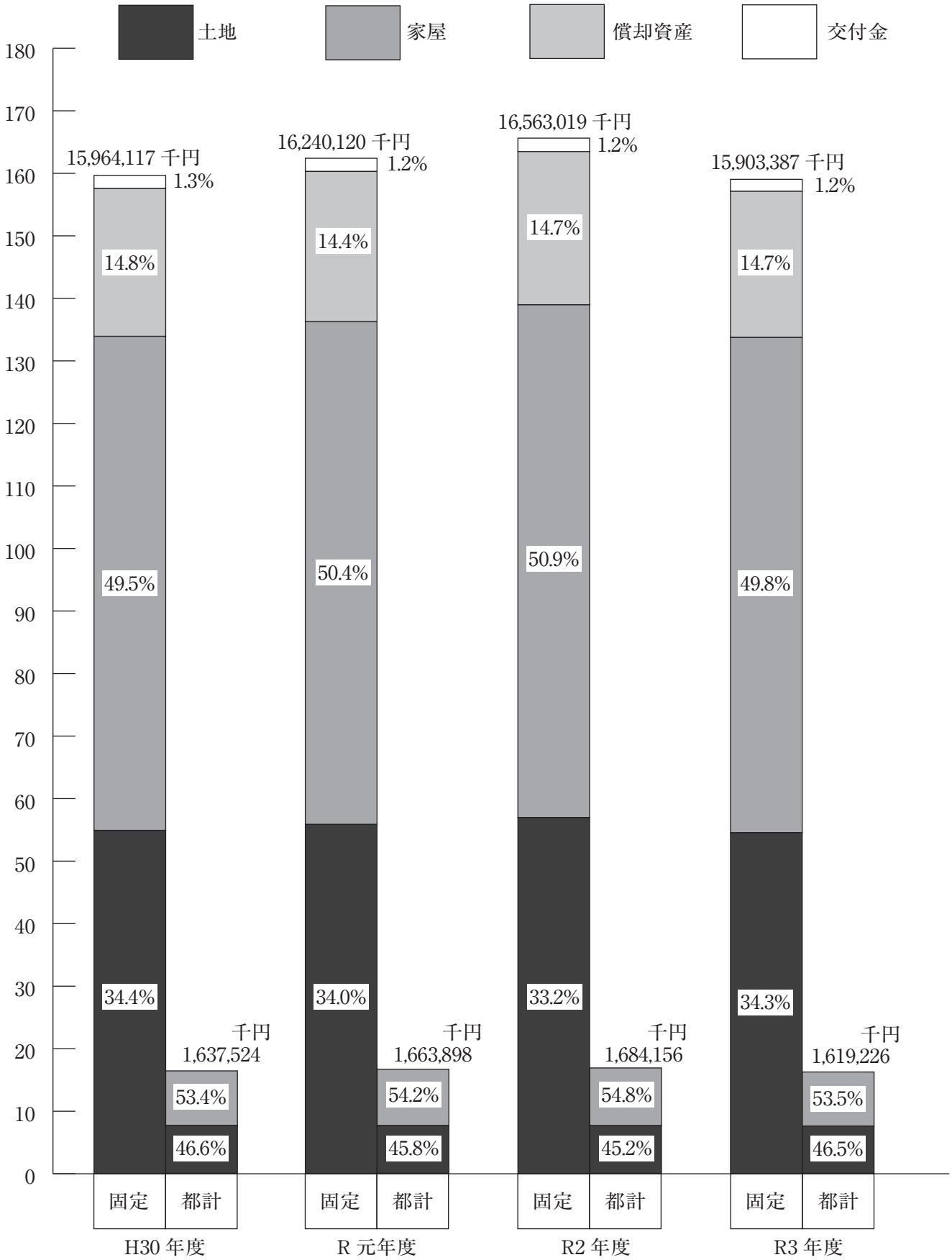

6　土地評価の概要（5 月 31 日現在）

（1）　総　　括

区分 地目		地積 非課税地積 (㎡) (イ)	地積 評価総地積 (㎡) (ロ)	地積 法定免税点未満 (㎡) (ハ)	地積 法定免税点以上 (㎡) (ロ)−(ハ) (ニ)	決 総額 (千円) (ホ)
田	一般田	142,976	34,593,586	1,478,976	33,114,610	3,528,531
	介在田･市街化区域田	−	164,867	116	164,751	1,020,330
畑	一般畑	429,992	37,448,491	2,573,939	34,874,552	1,818,971
	介在畑･市街化区域畑	−	1,997,507	3,631	1,993,876	21,697,467
宅地	小規模住宅用地		19,493,589	74,427	19,419,162	437,452,696
	一般住宅用地		13,483,322	8,153	13,475,169	207,747,718
	住宅用地以外の宅地		10,408,158	624	10,407,534	241,949,705
	計	3,733,100	43,385,069	83,204	43,301,865	887,150,119
池沼		781,492	38,061	1,346	36,715	6,737
山林	一般山林	2,247,815	26,958,620	2,870,464	24,088,156	985,154
	介在山林	46,725	854,767	14,913	839,854	2,944,274
牧場		−	204,029	733	203,296	4,427
原野		102,448	1,539,940	391,150	1,148,790	242,211
雑種地	ゴルフ場用地	2,532	2,692,109	208	2,691,901	2,956,472
	遊園地等の用地	20,404	70,565	−	70,565	444,560
	鉄軌道用地	1,053	587,353	−	587,353	5,313,925
	その他の雑種地	3,039,318	11,477,721	445,328	11,032,393	86,207,133
	計	3,063,307	14,827,748	445,536	14,382,212	94,922,090
その他		44,759,460				
合計		55,307,315	162,012,685	7,864,008	154,148,677	1,014,320,311

（2）　納税義務者数

（単位：人）

総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
85,183	9,897	75,286

定価格			筆数				単位当り価格	
法定免税点未満（千円）（へ）	法定免税点以上（千円）（ホ）−（へ）（ト）	（ト）の課税標準額（千円）（チ）	非課税地筆（筆）（リ）	評価総筆（筆）（ヌ）	法定免税点未満（筆）（ル）	法定免税点以上（筆）（ヌ）−（ル）（ヲ）	平均価格（ホ）／（ロ）（円／㎡）（ワ）	最高価格（円／㎡）（カ）
135,840	3,392,691	3,374,957	156	27,806	1,880	25,926	102	139
1,019	1,019,311	493,128	−	276	2	274	6,189	16,632
117,396	1,701,575	1,700,591	204	35,950	3,176	32,774	49	78
26,099	21,671,368	7,835,549	−	3,378	48	3,330	10,862	32,497
911,973	436,540,723	72,523,563		105,394	1,148	104,246	22,441	121,344
97,369	207,650,349	69,004,962		74,684	547	74,137	15,408	99,191
8,062	241,941,643	167,913,397		23,396	75	23,321	23,246	181,970
1,017,404	886,132,715	309,441,922	2,359	203,474	1,770	201,704	20,448	181,970
67	6,670	5,494	404	35	7	28	177	2,630
104,884	880,270	880,270	579	17,404	3,155	14,249	37	50
1,875	2,942,399	2,059,434	109	976	35	941	3,445	15,961
13	4,414	4,414	−	229	1	228	22	72
11,765	230,446	171,210	204	2,632	675	1,957	157	18,358
239	2,956,233	2,069,363	1	672	1	671	1,098	1,150
−	444,560	311,192	22	5	−	5	6,300	6,300
−	5,313,925	3,494,299	9	1,705	−	1,705	9,047	103,219
463,053	85,744,080	59,644,802	11,816	28,637	4,291	24,346	7,511	88,328
463,292	94,458,798	65,519,656	11,848	31,019	4,292	26,727	6,402	103,219
			86,270					
1,879,654	1,012,440,657	391,486,625	102,133	323,179	15,041	308,138	6,261	

(3) 土地の評価状況

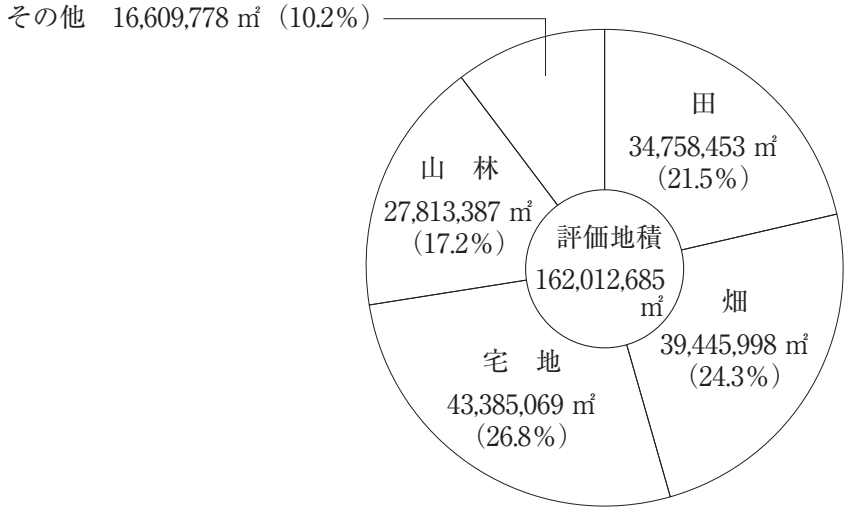
その他　16,609,778 ㎡（10.2%）
田
34,758,453 ㎡
（21.5%）
山　林
27,813,387 ㎡
（17.2%）
評価地積
162,012,685
㎡
畑
39,445,998 ㎡
（24.3%）
宅　地
43,385,069 ㎡
（26.8%）

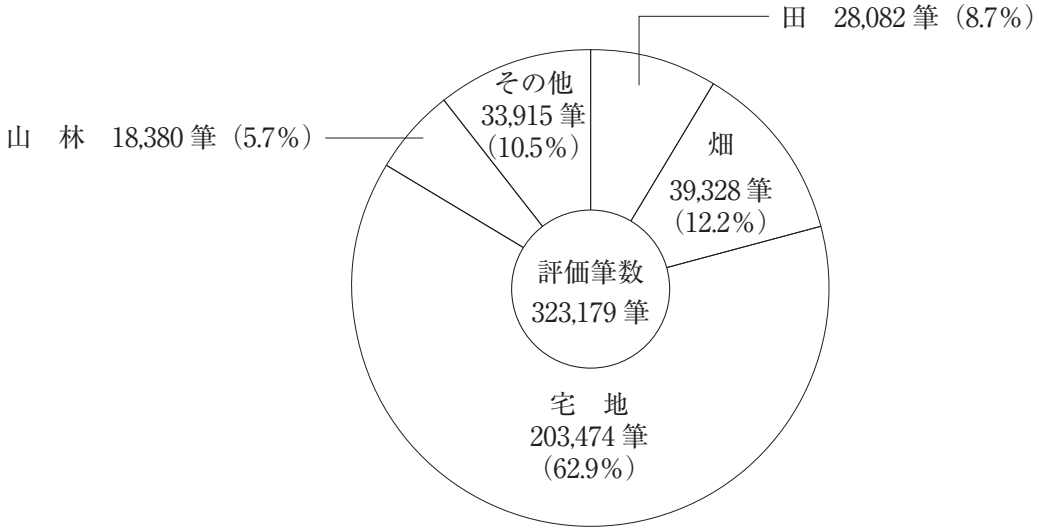
田　28,082 筆（8.7%）
その他
33,915 筆
（10.5%）
山　林　18,380 筆（5.7%）
畑
39,328 筆
（12.2%）
評価筆数
323,179 筆
宅　地
203,474 筆
（62.9%）

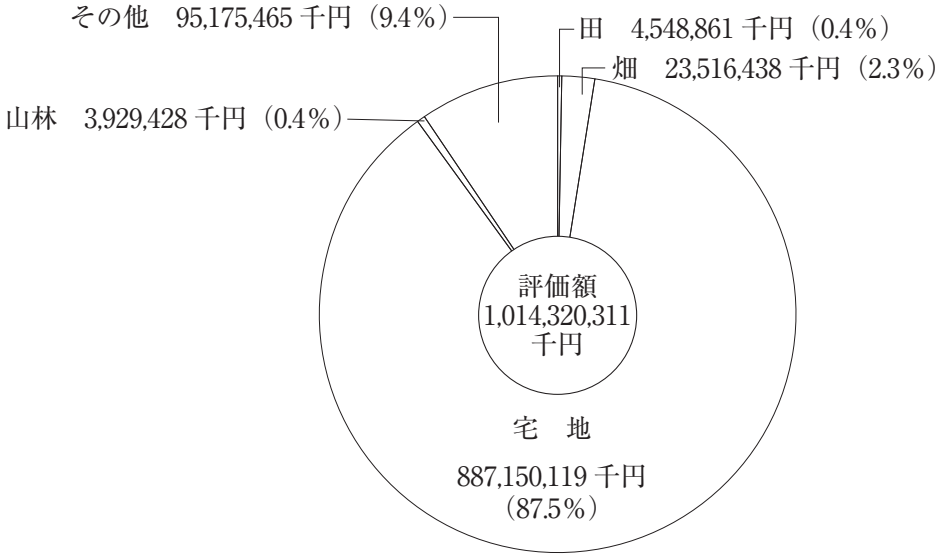
その他　95,175,465 千円（9.4%）
田　4,548,861 千円（0.4%）
畑　23,516,438 千円（2.3%）
山林　3,929,428 千円（0.4%）
評価額
1,014,320,311
千円
宅　地
887,150,119 千円
（87.5%）

7　土地評価の推移（5 月 31 日現在）

(1)　課 税 地 積

年度 / 地目	R1		R2		R3	
	地　積(㎡)	前年比(%)	地　積(㎡)	前年比(%)	地　積(㎡)	前年比(%)
田	34,878,686	99.6	34,840,434	99.9	34,758,453	99.8
畑	40,221,454	99.0	39,871,273	99.1	39,445,998	98.9
宅　地	42,997,103	100.8	43,173,452	100.4	43,385,069	100.5
池　沼	38,061	100.0	38,061	100.0	38,061	100.0
山　林	28,154,451	98.9	28,019,136	99.5	27,813,387	99.3
牧　場	204,030	100.0	204,030	100.0	204,029	100.0
原　野	1,582,393	100.7	1,571,135	99.3	1,539,940	98.0
雑 種 地	14,201,786	102.3	14,443,315	101.7	14,827,748	102.7
計	(55,042,036) 162,277,964	99.9	(55,159,164) 162,160,836	99.9	(55,307,315) 162,012,685	99.9

（注）（　　）内は非課税地積

(2)　課 税 筆 数

年度 / 地目	R1		R2		R3	
	筆　数(筆)	前年比(%)	筆　数(筆)	前年比(%)	筆　数(筆)	前年比(%)
田	28,221	99.5	28,166	99.8	28,082	99.7
畑	39,837	99.2	39,602	99.4	39,328	99.3
宅　地	199,525	101.3	201,202	100.8	203,474	101.1
池　沼	35	100.0	35	100.0	35	100.0
山　林	18,510	99.5	18,473	99.8	18,380	99.5
牧　場	225	100.0	225	100.0	229	101.8
原　野	2,664	99.3	2,646	99.3	2,632	99.5
雑 種 地	29,833	103.0	30,255	101.4	31,019	102.5
計	(101,878) 318,850	100.9	(102,283) 320,604	100.6	(102,133) 323,179	100.8

（注）（　　）内は非課税筆数

(3)　評　価　額

年度 / 地目	R1		R2		R3	
	評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)
田	4,546,204	93.4	4,539,029	99.8	4,548,861	100.2
畑	25,679,296	95.0	25,003,265	97.4	23,516,438	94.0
宅　地	893,766,632	100.3	893,273,618	99.9	887,150,119	99.3
池　沼	6,740	100.0	6,739	100.0	6,737	100.0
山　林	4,782,998	92.5	4,531,839	94.7	3,929,428	86.7
牧　場	4,427	100.0	4,427	100.0	4,427	100.0
原　野	288,176	93.7	258,414	89.7	242,211	93.7
雑 種 地	93,361,498	101.1	93,809,760	100.5	94,922,090	101.2
計	1,022,435,971	100.2	1,021,427,091	99.9	1,014,320,311	99.3

（注）R3年度は基準年度

8　宅地にかかる用途別評価状況（法定免税点以上のもの）（5 月 31 日現在）

区分 / 地区別		地積（㎡）（イ）	決定価格（千円）（ロ）	課税標準額（千円）	単位当り価格 平均価格（円/㎡）（ロ）/（イ）	単位当り価格 最高価格（円/㎡）
商業地区	繁華街	－	－	－	－	－
	高度商業地区Ⅰ	－	－	－	－	－
	高度商業地区Ⅱ	160,490	14,607,506	9,297,208	91,018	181,970
	普通商業地区	2,027,301	89,297,130	50,807,622	44,047	94,867
	計	2,187,791	103,904,636	60,104,830	47,493	181,970
住宅地区	併用住宅地区	3,340,450	99,469,249	48,082,878	29,777	62,398
	高級住宅地区	－	－	－	－	－
	普通住宅地区	20,414,730	505,452,122	137,471,683	24,759	75,528
	計	23,755,180	604,921,371	185,554,561	25,465	75,528
工業地区	大工場地区	－	－	－	－	－
	中小工場地区	830,935	11,586,177	7,749,181	13,944	26,973
	家内工場地区	－	－	－	－	－
	計	830,935	11,586,177	7,749,181	13,944	26,973
村落地区	集団地区	3,590,174	54,791,822	18,238,792	15,262	24,897
	村落地区	12,571,585	110,002,534	37,270,492	8,750	23,652
	計	16,161,759	164,794,356	55,509,284	10,197	24,897
農業用施設の用に供する宅地		366,200	926,175	524,066	2,529	2,567
計		43,301,865	886,132,715	309,441,922	20,464	181,970

9　家屋評価の概要（5 月 31 日現在）

(1)　総　　括

区　　分		総　数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	非課税家屋の棟数及び床面積	
納税義務者数（人）		84,776	3,930	80,846	棟　数	829棟
棟数(棟)	木　造	89,056	5,055	84,001	床面積	837,827㎡
	木造以外	26,755	729	26,026		
	計	115,811	5,784	110,027		
床面積(㎡)	木　造	9,230,910	193,631	9,037,279		
	木造以外	8,458,689	315,412	8,143,277		
	計	17,689,599	509,043	17,180,556		
決定価格(千円)	木　造	235,304,104	844,519	234,459,585		
	木造以外	384,553,778	17,407,217	367,146,561		
	計	619,857,882	18,251,736	601,606,146		
単位当り価格(円)	木　造	25,491	4,361	25,944		
	木造以外	45,463	55,189	45,086		
	計	35,041	35,855	35,017		

(2) 家屋評価の推移

①　全　家　屋

区分／年度	全家屋				非課税家屋		納税義務者
	棟　数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	（人）
H29	115,308	17,230,872	606,384,947	35,192	848	778,246	82,327
H30	115,669	17,378,687	597,830,619	34,400	860	786,079	82,935
R1	115,849	17,522,833	616,231,388	35,167	822	781,606	83,652
R2	115,921	17,611,913	634,068,170	36,002	834	817,820	84,227
R3	115,811	17,689,599	619,857,882	35,041	829	837,827	84,776

② 木 造 家 屋

区分 / 年度	専用住宅				共同住宅・寄宿舎		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H29	62,504	7,183,621	196,884,236	27,407	1,884	437,162	15,864,026
H30	62,982	7,266,930	192,033,085	26,426	1,934	455,301	16,039,733
R1	63,371	7,341,357	201,360,846	27,428	1,971	468,179	17,010,902
R2	63,862	7,415,930	210,812,145	28,427	1,988	477,424	17,783,268
R3	64,248	7,485,280	203,661,771	27,208	2,001	484,616	16,852,176

区分 / 年度	旅館・料亭・ホテル				事務所・銀行・店舗		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H29	96	10,096	120,021	11,888	1,735	194,573	4,511,119
H30	91	9,955	113,667	11,418	1,756	199,412	4,500,507
R1	91	9,955	113,667	11,418	1,765	203,256	4,853,813
R2	85	9,160	102,283	11,166	1,786	208,080	5,215,887
R3	85	9,160	98,045	10,704	1,769	207,339	4,929,643

区分 / 年度	合計			
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)
H29	89,073	8,927,858	227,870,732	25,524
H30	89,249	9,019,975	222,639,427	24,683
R1	89,266	9,099,484	233,423,195	25,652
R2	89,222	9,171,003	244,090,086	26,615
R3	89,056	9,230,910	235,304,104	25,491

	併用住宅			
単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）
36,289	3,730	473,001	7,237,360	15,301
35,229	3,654	464,175	6,838,129	14,732
36,334	3,599	459,068	6,903,854	15,039
37,248	3,538	453,381	6,910,444	15,242
34,774	3,468	446,056	6,562,820	14,713

	劇場・病院				工場・倉庫・土蔵・附属家			
単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）
23,185	61	12,605	376,900	29,901	19,063	616,800	2,877,070	4,665
22,569	62	12,856	361,148	28,092	18,770	611,346	2,753,158	4,503
23,880	61	12,836	360,949	28,120	18,408	604,833	2,819,164	4,661
25,067	63	13,496	402,015	29,788	17,900	593,532	2,864,044	4,825
23,776	68	14,544	439,645	30,229	17,417	583,915	2,760,004	4,727

③　非木造家屋

区分 / 年度	事務所・店舗・百貨店				住宅・アパート		
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
H29	3,665	2,534,668	137,867,417	54,393	14,693	3,849,127	181,918,652
H30	3,654	2,522,054	134,643,459	53,386	14,875	3,894,636	181,628,454
R1	3,653	2,528,978	135,398,865	53,539	15,051	3,949,761	187,872,427
R2	3,634	2,505,064	135,653,234	54,152	15,207	3,977,707	191,806,935
R3	3,614	2,514,318	134,350,611	53,434	15,333	4,000,921	189,903,509

区分 / 年度	その他				合	
	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当り価格 (円)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)
H29	5,240	584,312	12,894,069	22,067	26,235	8,303,014
H30	5,261	593,827	12,920,856	21,759	26,420	8,358,712
R1	5,242	592,860	13,046,213	22,006	26,583	8,423,349
R2	5,216	585,192	13,049,627	22,300	26,699	8,440,910
R3	5,183	582,997	12,603,873	21,619	26,755	8,458,689

(3)　新増築家屋評価件数等調

区分 / 年度	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	前年比 (%)	滅失棟数 (棟)
H29	1,684	257,807	18,968,647	104.9	1,477
H30	1,714	268,611	21,436,382	113.0	1,395
R1	1,649	257,927	20,159,397	94.0	1,503
R2	1,612	252,697	20,756,712	103.0	1,615
R3	1,508	225,387	17,772,657	85.6	1,655

	病院・ホテル				工場・倉庫・市場			
単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）	棟数（棟）	床面積（㎡）	決定価格（千円）	単位当り価格（円）
47,262	264	372,967	27,139,637	72,767	2,373	961,940	18,694,440	19,434
46,636	258	376,453	27,358,129	72,673	2,372	971,742	18,640,294	19,182
47,566	258	376,384	27,366,069	72,708	2,379	975,366	19,124,619	19,608
48,220	256	389,754	29,778,171	76,402	2,386	983,193	19,690,117	20,027
47,465	251	385,714	29,188,444	75,674	2,374	974,739	18,507,341	18,987

計	
決定価格（千円）	単位当り価格（円）
378,514,215	45,588
375,191,192	44,886
382,808,193	45,446
389,978,084	46,201
384,553,778	45,463

10　償却資産の概要（5 月 31 日現在）

（1）総　　括

種類		決定価格（千円）	課税標準額（千円）	課税標準額の内訳	
				課税標準額の特例規定の適用を受けるもの（千円）	左以外のもの（千円）
市町村長が価格を決定したもの	構築物	37,193,172	36,392,797	768,536	35,624,261
	機械及び装置	50,702,729	47,613,223	1,856,727	45,756,496
	船舶	31,344	24,641	6,702	17,939
	航空機	20,212	20,212	－	20,212
	車両及び運搬具	497,230	493,983	3,247	490,736
	工具器具及び備品	26,056,496	25,663,856	358,027	25,305,829
	小計	114,501,183	110,208,712	2,993,239	107,215,473
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定配分したもの	49,302,195	47,541,060		
	道府県知事が価格等を決定配分したもの	11,277,233	9,880,891		
	小計	60,579,428	57,421,951		
合計		175,080,611	167,630,663		

（2）納税義務者数

（単位：人）

総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
7,309	3,774	3,535

(3) 償却資産調定額等調

年　　度	納税義務者数（人）	調　定　額（千円）
H29	3,147	2,368,910
H30	3,354	2,357,803
R1	3,531	2,344,002
R2	3,780	2,433,008
R3	3,535	2,341,911

(4) 償却資産調定額の推移

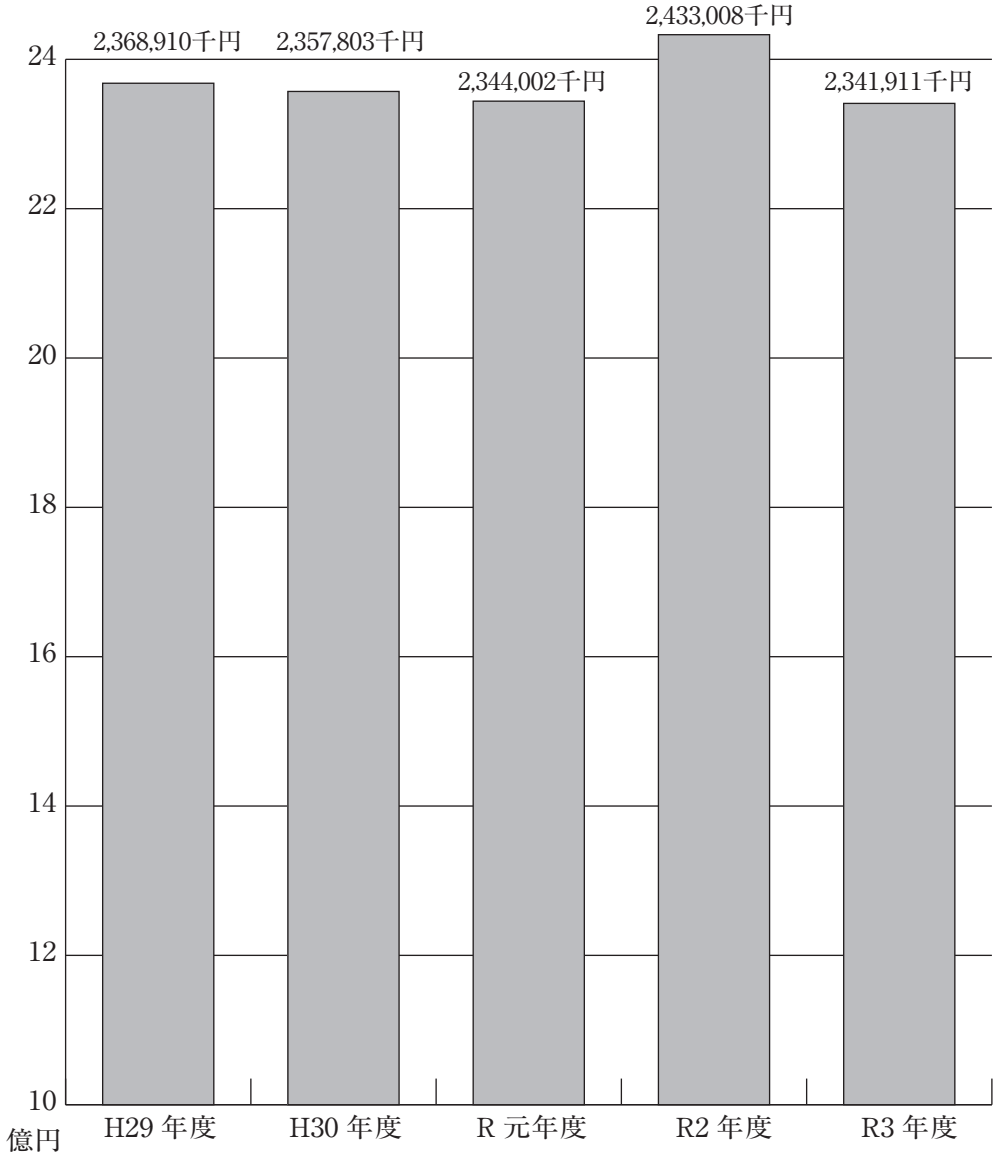

11　固定資産課税台帳の閲覧状況（5月1日現在）

区分 年度	土　地 （件）	家　屋 （件）	償却資産 （件）	計 （件）
H29	357	239	21	617
H30	364	238	33	635
R1	296	199	41	536
R2	269	190	23	482
R3	326	227	27	580

12　固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会審査状況

区分 年度	審査件数		委員数 （人）
	土　地 （件）	家　屋 （件）	
H28	－	－	3
H29	－	－	3
H30	－	－	3
R1	－	－	3
R2	2	－	3

〔入湯税〕

1　入湯税調定額調

区　分 年　度	入湯者数 （人）	調定額 （円）
R1	2,255	338,250
R2	25,807	3,871,050

2　月別入湯者数調

年　度 月	R1 入湯者数 （人）	R2 入湯者数 （人）
4月		18,498（※）
5月		292
6月		300
7月		696
8月		733
9月		673
10月		680
11月		856
12月		944
1月	631	873
2月	680	597
3月	944	665
合　　計	2,255	25,807

※過年度課税分を含む

〔徴 収 関 係〕

1　督促状発付状況

年度 / 税目	H28			H29			
	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）
市県民税（普通徴収）	5,459,991,000	(24,929) 819,264,889	15.0	5,447,631,800	(23,519) 891,737,622	16.4	5,619,495,100
固定資産税（都計含む）	17,291,758,700	(38,873) 1,179,076,655	6.8	17,620,827,000	(37,577) 1,123,445,887	6.4	17,448,815,400
軽自動車税	566,588,600	(13,972) 98,186,300	17.3	595,239,600	(13,261) 96,405,050	16.2	618,377,600
合　　計	23,318,338,300	(77,774) 2,096,527,844	9.0	23,663,698,400	(74,357) 2,111,588,559	8.9	23,686,688,100

2　市税の預金口座振替状況

年度 / 税目	H28		H29	
	納付件数	税額 (円)	納付件数	税額 (円)
市県民税（普通徴収）	21,279	1,450,697,969	20,384	1,452,460,619
固定資産税（都計含む）	111,919	4,284,614,400	110,506	4,404,442,197
軽自動車税	4,745	25,116,800	4,604	25,536,600
合　　計	137,943	5,760,429,169	135,494	5,882,439,416

H30		R1			R2		
督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)	調定額（円）	督促状 (件) (円)	割合(%)
(23,609) 803,330,944	14.3	5,112,877,100	(22,411) 755,472,674	14.8	5,257,934,400	(20,671) 698,408,162	13.3
(36,691) 1,082,851,939	6.2	17,779,994,700	(34,958) 1,061,437,465	6.0	18,081,954,200	(32,542) 1,013,617,697	5.6
(12,457) 92,958,101	15.0	646,976,700	(11,720) 89,866,750	13.9	687,193,500	(10,607) 82,463,100	12.0
(72,757) 1,979,140,984	8.3	23,539,848,500	(69,089) 1,906,776,889	8.1	24,027,082,100	(63,820) 1,794,488,959	7.5

（注）（　　）内は督促状発付件数，手数料1件につき100円。（昭和55年までは1件50円）

H30		R1		R2	
納付件数	税　　額 (円)	納付件数	税　　額 (円)	納付件数	税　　額 (円)
19,536	1,526,107,256	19,208	1,351,305,393	18,573	1,366,682,184
108,981	4,404,718,000	107,123	4,451,682,700	105,708	4,684,816,200
4,549	26,238,500	4,563	27,105,400	4,607	28,619,000
133,066	5,957,063,756	130,894	5,830,093,493	128,888	6,080,117,384

（注）昭和48年10月1日より実施。軽自動車税は平成17年度より実施。

3　過誤納金の還付状況

年度	税目	現年度分 本税 取扱件数	本税 税額(円)	督促手数料 取扱件数	督促手数料 金額(円)	延滞金 取扱件数	延滞金 金額(円)	還付 取扱件数
H30	個人市県民税	4,370	(16,931,139) 42,285,521	154	15,400	38	92,900	4
	法人市民税	520	36,628,400	2	200	4	2,700	61
	固定資産税	590	12,912,100	246	24,600	16	31,900	2
	軽自動車税	112	810,900	46	4,600	7	9,400	−
	その他の市税	−	−	−	−	−	−	−
	合計	5,592	92,636,921	448	44,800	65	136,900	67
R1	個人市県民税	4,827	(19,719,713) 49,247,957	172	17,200	36	162,500	3
	法人市民税	449	34,552,064	2	200	5	10,300	44
	固定資産税	1,037	21,110,600	274	27,400	32	38,369	4
	軽自動車税	122	827,200	73	7,300	−	−	−
	その他の市税	−	−	−	−	−	−	−
	合計	6,435	105,737,821	521	52,100	73	211,169	51
R2	個人市県民税	4,826	50,487,700	135	13,500	32	45,323	3
	法人市民税	541	49,030,210	9	900	6	17,000	51
	固定資産税	703	17,349,150	283	28,300	17	19,400	6
	軽自動車税	73	439,500	52	5,200	2	3,000	0
	その他の市税	−	−	−	−	−	−	−
	合計	6,143	117,306,560	479	47,900	57	84,723	60

	過年度分							
付加算金	本税		督促手数料		延滞金		還付加算金	
金額（円）	取扱件数	税額（円）	取扱件数	金額（円）	取扱件数	金額（円）	取扱件数	金額（円）
14,200	3,064	(21,178,404) 52,893,065	67	6,700	7	4,700	60	141,900
177,100	704	113,913,400	3	300	11	37,100	121	936,700
2,500	165	15,211,200	56	5,000	13	49,650	16	424,400
－	69	453,100	28	2,650	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
193,800	4,002	182,470,765	154	14,650	31	91,450	197	1,503,000
5,000	3,258	(19,078,648) 47,646,964	97	9,700	14	17,900	63	171,200
159,200	677	105,217,600	1	100	16	79,300	114	845,300
12,000	336	6,832,600	83	8,300	6	1,827	62	157,200
－	53	382,400	21	2,100	3	4,100	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－
176,200	4,324	160,079,564	202	20,200	39	103,127	239	1,173,700
13,200	3,656	58,393,517	66	6,600	11	11,700	91	183,100
260,800	693	86,079,700	4	1,900	6	22,700	131	780,400
42,400	226	17,799,300	59	5,900	4	3,100	18	827,800
0	33	267,500	24	2,400	2	3,700	0	0
－	－	－	－	－	－	－	－	－
316,400	4,608	162,540,017	153	16,800	23	41,200	240	1,791,300

※（　　）内は県民税還付金
※令和2年度確定あん分率は，0.400418207662

4　差押件数調

種　　類	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	件　数	件　数	件　数	件　数
不動産	92	80	43	37
電話加入権	－	－	－	－
不動産と電話加入権	－	－	－	－
債権	826	1,217	925	1,040
自動車	－	－	－	－
動産	－	1	－	－
出資金	－	－	－	1
その他	－	－	－	－
合計	918	1,298	968	1,078

5　令和2年度不納欠損処分事由別

事由 / 税目	地方税法第18条第1項		地方税法第15条の7第4項		地方税法第15条の7第5項		計	
	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)
市民税	1,373	21,296,332	2,791	61,550,148	832	15,921,331	4,996	98,767,811
固定資産税	1,187	13,691,345	1,889	92,988,777	549	22,565,513	3,625	129,245,635
軽自動車税	456	1,987,000	748	5,069,545	95	757,900	1,299	7,814,445
特別土地保有税	－	－	－	－	－	－	－	－
都市計画税	1,187	1,324,910	1,889	12,575,557	549	2,492,152	3,625	16,392,619
合計	4,203	38,299,587	7,317	172,184,027	2,025	41,736,896	13,545	252,220,510

6　不納欠損額状況

年度 / 税目	H28		H29		H30		R1		R2	
	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)	期別件数	税額(円)
市民税	7,648	116,280,161	9,172	156,416,120	5,291	116,056,258	5,677	116,367,015	4,996	98,767,811
個人	7,582	112,466,753	9,091	151,085,225	5,219	110,954,296	5,592	109,326,474	4,921	93,675,563
法人	66	3,813,408	81	5,330,895	72	5,101,962	85	7,040,541	75	5,092,248
固定資産税	4,320	102,624,015	6,003	144,242,039	3,210	79,617,620	3,328	81,699,762	3,625	129,245,635
軽自動車税	1,865	7,560,547	2,039	8,440,995	1,204	5,427,396	1,401	7,078,229	1,299	7,814,445
特別土地保有税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
都市計画税	4,320	9,718,204	6,003	17,124,323	3,210	9,092,576	3,328	9,105,312	3,625	16,392,619
合計	18,153	236,182,927	23,217	326,223,477	12,915	210,193,850	13,734	214,250,318	13,545	252,220,510

〔そ　の　他〕

1　証明件数の推移

区分 / 年度	納税証明（件）	不動産証明（件）	市県民税証明（件）	地図，公簿等写し（件）
H28	8,334	22,975	68,121 (37)	1,830
H29	7,855	21,461	68,190 (285)	1,940
H30	8,354	21,370	59,495 (431)	1,878
R1	7,633	20,642	47,628 (477)	2,033
R2	9,523	20,765	40,319 (893)	1,966

※（ ）内の数字は，コンビニ交付サービスによる件数の内訳を表す。

2　証明手数料一覧

(1)	各種証明書交付手数料（土地は1筆，家屋は1棟をもって1件）	1件	350円
(2)	地図，公簿等写し交付手数料	1件	350円
(3)	納税証明に関する手数料（1年度・1税目をもって1件）	1件	350円
(4)	コンビニ交付サービスによる市県民税証明書交付手数料	1件	300円

3　公示送達の推移

区分 / 年度	市県民税		固定資産税		軽自動車税	
	通知書発送件数（件）	公示送達件数（件）	通知書発送件数（件）	公示送達件数（件）	通知書発送件数（件）	公示送達件数（件）
H29	44,488	28	100,493	15	89,607	75
H30	44,253	38	101,364	16	89,804	99
R1	44,438	60	101,885	16	90,392	93
R2	44,381	34	102,881	14	91,394	57
R3	43,535	23	103,327	15	92,191	57

※平成4年度より市県民税課税明細書送付
※平成5年度より固定資産税課税明細書送付

4　税務手当（特殊勤務手当）

(1)	庁外で徴収の業務に従事したとき	1日	200円
(2)	差押えの業務に従事したとき	1件	600円
(3)	強制執行の業務に従事したとき	1件	800円

5　市税の賦課徴収に要する経費決算額調

区分			H 28 年度
税収入額		(1) 市税	41,713,527
		(2) 個人の県民税	10,787,469
		(3) 合計	52,500,996
徴税費	人件費	(4) 基本給	318,350
		(5) 諸手当	281,988
		イ 超過勤務手当	28,666
		ロ 税務特別手当	689
		ハ その他の手当て	252,633
		(6) その他	107,887
		(7) 小計	708,225
	需用費	(8) 旅費	288
		(9) 賃金	51,260
		(10) その他	240,005
		(11) 小計	291,553
	報奨金及びこれに類する経費	(12) 納期前納付の奨励金	−
		(13) 納税貯蓄組合補助金	−
		(14) 納税奨励金	−
		(15) その他	350
		(16) 小計	350
		(17) その他	37,881
	(18)	小計	1,038,009
県民税徴収取扱費		(19) 納税義務者数等を基準にした金額	394,587
		(20) 報奨金の額に相当する金額	20,925
		(21) 合計	415,512
(22)		(18)−(21)	622,497
収入額に対する徴税費の割合		(23) (18)／(3)	2.0
		(24) (22)／(1)	1.5
徴税職員数		吏員	100
		その他の職員	−
		合計	100
		臨時職員	−

（単位：千円）

H 29 年 度	H 30 年 度	R 元 年 度	R 2 年 度
41,653,641	41,908,133	42,168,942	41,705,493
10,838,522	11,077,998	11,118,162	11,259,742
52,492,163	52,986,131	53,287,104	52,965,235
334,454	333,011	329,352	334,862
282,058	279,529	272,409	275,536
29,566	25,967	23,273	24,743
419	53	29	22
252,073	253,509	249,107	250,771
119,334	120,110	115,471	117,419
735,846	732,650	717,232	727,817
385	304	51	21
50,773	54,583	40,374	52,531
185,301	189,601	129,328	202,504
236,459	244,488	169,753	255,056
–	–	–	–
–	–	–	–
–	–	–	–
210	–	350	210
210	–	350	210
28,181	29,710	18,305	26,617
1,000,696	1,006,848	905,640	1,009,700
395,355	399,729	404,229	408,969
29,253	21,954	19,781	24,077
424,608	421,683	424,010	433,046
576,088	585,165	481,630	576,654
1.9	1.9	1.7	1.9
1.4	1.4	1.1	1.3
101	100	101	102
–	–	–	–
101	100	101	102
–	–	–	–

〔税　率　等〕

税目＼区分		課　税　客　体	納税義務者	賦課期日
市民税	個人市県民税	○市内に住所を有する個人（所得割，均等割） ○市内に事務所，事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）		1月1日
	法人市民税	○市内に事務所又は事業所を有する法人（法人税割，均等割） ○市内に寮，宿泊所，クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割） ○市内に事務所又は事業所を有し，法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人（法人税割）		
固定資産税		○土　　地 ○家　　屋 ○償却資産（構築物，機械及び装置，船舶，航空機，運搬具，工具，器具及び備品）	固定資産の所有者	1月1日

<table>
<tr><th>課税標準及び税率</th><th>申告期限</th><th>納期</th></tr>
<tr><td>○均等割
市民税　3,500円　　県民税　2,500円
（森林湖沼環境税1,000円を含む）

○所得割
<table><tr><th>市民税</th><th>県民税</th></tr><tr><td>6%</td><td>4%</td></tr></table>※分離課税所得については税率が異なります。</td><td>○市民税の申告書又は所得税の確定申告書
3月15日
○給与支払報告書
1月31日
○給与支払報告書に係る異動届出書
4月15日
○特別徴収に係る異動届出書
徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日</td><td>○普通徴収
<table><tr><td>第１期</td><td>6月21日～6月30日</td></tr><tr><td>第２期</td><td>8月21日～8月31日</td></tr><tr><td>第３期</td><td>10月21日～10月31日</td></tr><tr><td>第４期</td><td>翌1月21日～1月31日</td></tr></table>○特別徴収（給与差引）
7月から翌年6月まで毎月10日
○特別徴収（年金差引）
５月，７月，９月，11月，翌年１月，３月の各月10日</td></tr>
<tr><td>○法人税割
100分の8.4（ただし平成26年9月30日までに開始した事業年度分は14.7%。また，平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始した事業年度分は12.1%）

○均等割
<table><tr><th colspan="2">法人等の区分</th><th>税率</th></tr><tr><td>資本金等の額</td><td>市内にある事務所・事業所・寮等の従業者数の合計</td><td>均等割</td></tr><tr><td>50億円を超える法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>3,600,000円</td></tr><tr><td>10億円を超え50億円以下の法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>2,100,000円</td></tr><tr><td>10億円を超える法人</td><td>50人以下のもの</td><td>492,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>480,000円</td></tr><tr><td>50人以下のもの</td><td>192,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下の法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>180,000円</td></tr><tr><td>50人以下のもの</td><td>156,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下の法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>144,000円</td></tr><tr><td>次の(ア)～(オ)の法人</td><td></td><td>60,000円</td></tr></table>※ (ア) 法人税法第２条第５号の公共法人及び地方税法第294条第７項の公益法人等のうち，同法第296条第１項の規定により均等割非課税となるもの以外のもの（法人税法別表２の独立行政法人で収益事業を行うものを除く）
(イ) 人格のない社団等
(ウ) 一般社団法人及び一般財団法人
(エ) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの
（保険業法に規定する相互会社の場合，資本金等の額は純資産額となります）
(オ) 資本金等の額が１千万円以下の法人で市内の従業者数の合計が50人以下のもの</td><td>○確定申告
事業年度終了の日の翌日から２か月以内
○中間申告
事業年度開始の日以後６か月を経過した日から２か月以内</td><td>○申告期限と同じ</td></tr>
<tr><td>○課税標準額（地方税法で定めのあるものを除く）の100分の1.4
○免税点
①土　地　30万円
②家　屋　20万円
③償却資産　150万円</td><td>○償却資産の申告
1月31日
○新築住宅の軽減額にかかる申告
1月31日
○住宅用地の申告
1月31日</td><td><table><tr><td>第１期</td><td>4月21日～4月30日</td></tr><tr><td>第２期</td><td>7月21日～7月31日</td></tr><tr><td>第３期</td><td>9月21日～9月30日</td></tr><tr><td>第４期</td><td>12月16日～12月25日</td></tr></table></td></tr>
</table>

税目	区分	課税客体	納税義務者	賦課期日
軽自動車税	環境性能割	○新車・中古車問わず取得価額が50万円を超える3輪以上の軽自動車の取得	軽自動車の取得者	
	種別割	○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者又は使用者	4月1日

課税標準及び税率	申告期限	納期

車種	燃費性能等	税率 自家用	税率 営業用
乗用車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	非課税	非課税
	★★★★（※）かつ令和12年度燃費基準75％達成車		
	★★★★かつ令和12年度燃費基準60％達成車	1.0%	0.5%
	★★★★かつ令和12年度燃費基準55％達成車	2.0%	1.0%
	上記以外の軽自動車		2.0%
貨物車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	非課税	非課税
	★★★★かつ平成27年度燃費基準＋25％達成車		
	★★★★かつ平成27年度燃費基準＋20％達成車	1.0%	0.5%
	★★★★かつ平成27年度燃費基準＋15％達成車	2.0%	1.0%
	上記以外の軽自動車		2.0%

（※）★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50％低減達成車
又は平成17年排出ガス規制からNOx75％低減達成車

○令和３年４月１日から令和３年12月31日までの間に自家用の軽自動車を取得する場合，税率が１％軽減

○新たに車両番号の指定を受ける軽自動車の取得
車両番号の指定を受けるとき

○上記以外の自動車検査証の記入を受けるべき軽自動車の取得
事由発生日から15日以内

○その他の軽自動車の取得
事由発生日から15日以内

原動機付自転車	総排気量 50cc以下のもの				2,000 円
	90cc以下のもの				2,000 円
	125cc以下のもの				2,400 円
	ミニカー（三輪以上のもので20ccを超え50cc以下のもの）				3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの				2,400 円
	その他のもの				5,900 円
軽自動車	二輪のもの（側車付き含む）			3,600 円	
	三輪のもの			H27.3.31までの登録車	H27.4.1以降の登録車	登録後13年超（経年重課）
				3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪のもの	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
二輪の小型自動車				6,000 円	

○取得申告
所有者となった日から15日以内

○廃車申告
所有者でなくなった日から30日以内

5月21日～5月31日

区分 税目		課　税　客　体	納税義務者	賦課期日
軽自動車税	種別割			
市たばこ税		○売渡した製造たばこ	製造たばこの製造者，特定販売業者又は卸売販売業者	
特別土地保有税		○保有土地及び取得土地 保有分　1月1日現在において 保有期限が10年以内の土地 取得分　1月1日，7月1日 1年以内に取得した土地 平成15年4月1日以後，新規の課税は停止	該当土地の保有者及び取得者	
入湯税		○鉱泉浴場における入湯	入湯客	
都市計画税		○市街化区域内の 土　地 家　屋	土地，家屋の所有者	1月1日
国有資産等所在市町村交付金		○国，地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等	国，地方公共団体	3月31日

<table>
<tr><th>課　税　標　準　及　び　税　率</th><th>申　告　期　限</th><th>納　　期</th></tr>
<tr><td>グリーン化特例（軽課）
平成29年4月1日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について,登録の翌年度に限り適用
<table>
<tr><td>減額内容</td><td colspan="2">おおむね75%</td><td colspan="2">おおむね50%</td><td colspan="2">おおむね25%</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">対　象　車</td><td colspan="2">電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス車（平成21年排出ガス基準からNOx10%低減又は平成30年排ガス規制適合）</td><td colspan="4">ガソリン車（平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★」又は平成30年排ガス規制50%低減）</td></tr>
<tr><td>貨物</td><td>乗用</td><td>貨物（※1）</td><td>乗用（※2）</td><td>貨物（※3）</td><td>乗用（※4）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四輪</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,800円</td><td>1,900円</td><td>3,500円</td><td>2,900円</td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,700円</td><td>2,500円</td><td>5,400円</td><td>3,800円</td><td>8,100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">三　　輪</td><td colspan="2">1,000円</td><td colspan="2">2,000円</td><td colspan="2">3,000円</td></tr>
</table>
（※1）平成27年度燃費基準+35%達成　（※3）平成27年度燃費基準+15%達成
（※2）令和2年度燃費基準+30%達成　（※4）令和2年度燃費基準+10%達成</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数1,000本につき6,122円（令和3年10月から6,552円）
また，平成30年10月から加熱式たばこの区分を設け，新たに課税方式を重量及び小売価格による換算方式とした。</td><td colspan="2">○当月の販売分につき翌月末日までに申告納付</td></tr>
<tr><td>○土地の取得価格
○税　率
①土地の保有に対して100分の1.4
②土地の取得に対して100分の3
○免税点
5,000㎡未満
○納税義務の免除
恒久的に利用に供される建物又は建築物等があり，一定の基準に適合するもの</td><td colspan="2">○土地の保有にかかるもの
5月末日
○土地の取得にかかるもの
2月末日,又は8月末日</td></tr>
<tr><td>入湯客1人1日につき　150円</td><td>翌日　15日</td><td>申告期限と同一</td></tr>
<tr><td>○課税標準額の100分の0.2
免税点
固定資産税について免税点未満のものは課税されない</td><td></td><td>○固定資産税と併せて賦課徴収するため固定資産税の納期と同じ</td></tr>
<tr><td>○算定標準額（国有資産等所在市町村交付金法で特別の定めあるものを除き前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格）の100分の1.4</td><td></td><td>6月30日</td></tr>
</table>

〔譲与税等の譲与等の基準〕

種　目	譲与等の団体	譲与等の基準	交付時期
地方揮発油譲与税（昭和三十年八月創設）	都道府県及び市町村	(1)　地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。 （地方揮発油税の税率は揮発油1キロリットルにつき5,200円） (2)　譲与税の100分の58に相当する額を都道府県及び指定市に対し，その2分の1を一般国道，高速自動車国道及び都道府県道の延長で他の2分の１を面積であん分して譲与する。 (3)　譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対し，その2分の1を市町村道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。 （地方道路譲与税の改正）	①　6月（3月～5月） ②　11月（6月～10月） ③　3月（11月～2月）
自動車重量譲与税（昭和四十六年五月創設）	市町村	(1)　自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を市町村に対し，その2分の1を市町村道の延長で他の2分の1を面積であん分して譲与する。	①　6月（2月～4月） ②　11月（5月～9月） ③　3月（10月～1月）
森林環境譲与税（平成三十一年四月創設）	都道府県及び市町村	(1)　森林環境税の収入額に相当する額を譲与する。 (2)　譲与税の10分の1に相当する額を都道府県に対し，都道府県譲与額の10分の5を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で，都道府県譲与額の10分の2を各都道府県の林業就業者数で，都道府県譲与額の10分の3を各都道府県の人口であん分して譲与する。 (3)　譲与税の10分の9に相当する額を市町村に対し，市町村譲与額の10分の5を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積で，市町村譲与額の10分の2を各市町村の林業就業者数で，市町村譲与額の10分の3を各市町村の人口であん分して譲与する。	①　9月（3月～8月） ②　3月（9月～2月）
利子割交付金（昭和六十三年四月創設）	市町村	(1)　道府県に納入された利子割相当額に，地方税法で定められた調整をし，政令で定める率（100分の99）を乗じて得た額の5分の3相当額を，利子割交付金の総額とする。 (2)　利子割交付金の総額を，当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	①　8月（3月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～2月）

種　目	譲与等の団体	譲与等の基準	交付時期
配当割交付金 （平成十六年一月創設）	市町村	⑴　道府県に納入された配当割相当額に，政令で定める率（100分の99）を乗じて得た額の５分の３相当額を，配当割交付金の総額とする。 ⑵　配当割交付金の総額を，当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	①　８月（３月～７月） ②　12月（８月～11月） ③　３月（12月～２月）
株式等譲渡所得割交付金 （平成十六年一月創設）	市町村	⑴　道府県に納入された株式等譲渡所得割相当額に，政令で定める率（100分の99）を乗じて得た額の５分の３相当額を，株式等譲渡所得割交付金の総額とする。 ⑵　株式等譲渡所得割交付金総額を，当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	３月
法人事業税交付金 （令和元年十月創設）	市町村	⑴　道府県は，法人事業税額に7.7％（令和２年度は3.4％）を乗じて得た額を，市町村に対し，従業者数であん分（※）して交付する。 ※　経過措置 令和２年度：法人税割額 令和３年度：2/3…法人税割額，1/3…従業者数 令和４年度：1/3…法人税割額，2/3…従業者数	①　８月（３月～７月） ②　12月（８月～11月） ③　３月（12月～２月）
地方消費税交付金 （平成九年四月創設）	市町村	⑴　道府県は，国から各道府県に払い込まれた地方消費税額を道府県間で清算した後，その2分の1を市町村に交付する。 ⑵　市町村交付額の2分の1を人口，他の2分の1を従業者数であん分する。 平成26年4月1日以後の引き上げ分については，市町村交付額の全額を人口であん分する。	①　６月（２月～４月） ②　９月（５月～７月） ③　12月（８月～10月） ④　３月（11月～１月）

種　目	譲与等の団体	譲与等の基準	交付時期
ゴルフ場利用税交付金 （平成元年四月創設）	ゴルフ場所在市町村	(1)　道府県内ゴルフ場所在市町村に対し，ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額を当該道府県が交付する。 1人1日　400円～1,200円　12段階 標準税率　1人1日　800円	①　8月（3月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～2月）
環境性能割交付金 （令和元年十月創設）	市町村	(1)　道府県は，当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に，政令で定める率（100分の95）を乗じて得た額の100分の47（※）に相当する額を，市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して交付する。 ※　令和4年度以降は，100分の43 (2)　税　率 軽自動車　環境性能割に応じ，非課税～2% その他の自動車　環境性能割に応じ，非課税～3% ※　税率が軽減される自動車 電気自動車，天然ガス自動車など 免税点　取得価格50万円以下	①　8月（4月～7月） ②　12月（8月～11月） ③　3月（12月～3月）

○市税の税率等の推移 (1)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 6 年 度</th><th>H 7 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ（S60年度から2,000円）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>160 万円以下の金額 3.0%
160 万円を超える金額 8.0%
500 万円 〃 11.0%

（特別減税・所得割 20%
（市県民税の減税額の合計が 20 万円を超える場合は 20 万円））</td><td>200 万円以下の金額 3.0%
200 万円を超える金額 8.0%
700 万円 〃 11.0%

（特別減税・所得割 15%
（市県民税の減税額の合計が 2 万円を超える場合は 2 万円））</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td><table><tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th><th>均等割</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>60千円</td></tr></table></td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>14.7%（標準税率 12.3%）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>・課税標準の 1.4%
・免税点
土　地 300,000 円
家　屋 200,000 円
償却資産 1,500,000 円</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>・課税標準の 0.2%
・免税点
固定資産税について
免税点未満のものは課税されない</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>・原動機付自転車
50cc 以下のもの 1,000 円
90cc 〃 1,200 円
125cc 〃 1,600 円
三輪車以上の 50cc 以下のもの（ミニカー） 2,500 円
・軽自動車
二輪のもの（側車付を含む） 2,400 円
三輪のもの 3,100 円
四輪のもの　乗用　営業用 5,500 円
自家用 7,200 円
貨物用　営業用 3,000 円
自家用 4,000 円
・小型特殊自動車　農耕作業用 1,600 円
その他のもの 4,700 円
・二輪の小型自動車 4,000 円</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>売渡本数 1,000 本につき 1,977 円
（ただし，旧 3 級品については 1,000 本につき 948 円）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>鉱産価格の 1%（ただし，鉱産価格が 200 万円以下の場合は 0.7%）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>土地の取得価格の 1.4%（保有）・3%（取得）
免税点 5,000 ㎡未満</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

○市税の税率等の推移 (2)

区分			H 8 年 度	H 9 年 度	H 10 年 度
市民税	個人	均等割	2,500円	前年度に同じ	前年度に同じ
		所得割	前年度に同じ	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 〃 12.0%	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 〃 12.0% (特別減税・市県民税所得割から本人17,000円，扶養親族等1人につき8,500円の合計額を減税)
	法人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
		法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
固定資産税			前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
都市計画税			前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
軽自動車税			前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
市たばこ税			前年度に同じ	売渡本数1,000本につき2,434円 (ただし，旧3級品については1,000本につき1,155円)	前年度に同じ
鉱産税			前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
特別土地保有税			前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ

区分			H 11～13 年 度	H 14 年 度
市民税	個人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
		所得割	200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 〃 10.0% （定率控除・所得割15% （市県民税の減税額の合計が4万円を超える場合は4万円））	前年度に同じ
	法人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
		法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ
固定資産税			前年度に同じ	前年度に同じ
都市計画税			前年度に同じ	前年度に同じ
軽自動車税			前年度に同じ	前年度に同じ
市たばこ税			売渡本数 1,000本につき 2,668円 （ただし，旧3級品については1,000本につき1,266円）〔平成11年5月1日以降〕	前年度に同じ
鉱産税			前年度に同じ	前年度に同じ
特別土地保有税			前年度に同じ	前年度に同じ
入湯税			－	1人1日 150円

○市税の税率等の推移 (3)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 15 年 度</th><th>H 16 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ(ただし旧内原町は以下の税率)
<table>
<tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th><th>均等割</th></tr>
<tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000千円</td></tr>
<tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750千円</td></tr>
<tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>400千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>160千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>150千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>130千円</td></tr>
<tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120千円</td></tr>
<tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>50千円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ(ただし旧内原町は 12.3%)</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>売渡本数　1,000 本につき　2,977 円
(ただし，旧 3 級品については 1,000 本につき 1,412 円)〔平成 15 年 7 月 1 日以降〕</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ
(ただし，H15 年度以後課税停止)</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

Ｈ　17　年　度	Ｈ　18　年　度
3,000円（軽減者1,500円）	3,000円
前年度に同じ	200 万円以下の金額　　3.0% 200 万円を超える金額　　8.0% 700 万円　　〃　　10.0% （定率控除・所得割 7.5% （市県民税の控除額の合計が 2 万円を超える場合は 2 万円）） 【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置】 平成18年度　均等割1,000円　所得割　所得割の額から3分の2を減額
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ （ただし旧内原町は 0.1%）	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	売渡本数　1,000 本につき　3,298 円 （ただし, 旧 3 級品については 1,000 本につき 1,564 円） 〔平成 18 年 7 月 1 日以降〕
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (4)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 19 年 度</th><th>H 20 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>一律　6.0%
定率控除　廃止

【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置】
平成19年度　均等割2,000円　所得割　所得割の額から3分の1を減額</td><td>一律　6.0%

平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置は終了</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ
旧内原町の税率適用は平成20年1月31日終了の事業年度まで</td><td><table><tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th><th>旧内原町</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr><tr><td>10億円超50億円以下</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円超10億円以下</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr><tr><td rowspan="2">1千万円超1億円以下</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr><tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr><tr><td>上記以外の法人等</td><td></td><td>60千円</td></tr></table>旧内原町の税率適用は平成19年度で終了</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td><td>課税標準の 0.2%
・免税点
固定資産税について免税点未満のものは課税されない
旧内原町の税率適用は平成19年度で終了</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

H　21　年　度	H　22～24　年　度
前年度に同じ	前年度に同じ
一律　　6.0% 当該年度の初日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の者を対象にした公的年金から特別徴収制度の創設	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	売渡本数　1,000 本につき　4,618 円 （ただし，旧３級品については 1,000 本につき 2,190 円） 〔平成 22 年 10 月 1 日以降〕
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (5)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 25 年 度</th><th>H 26 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>3,500円</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ（ただし平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から 12.1％）</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>売渡本数　1,000 本につき　5,262 円
（ただし，旧 3 級品については 1,000 本につき 2,495 円）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>H 27 年 度</th><th>H 28 年 度</th></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>12.1%（標準税率 9.7%）</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ。ただし三輪以上の軽自動車については以下の税率
<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">車 種 区 分</th><th colspan="2">税 率</th></tr>
<tr><th>H27.3.31までの登 録 車</th><th>H27.4.1以降の登 録 車</th></tr>
<tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td colspan="3">三 輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td></tr>
</table></td><td>前年度に同じ。ただしバイク等については以下の税率
<table>
<tr><th colspan="2">車 種 区 分</th><th>税 率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自動車</td><td>50cc以下</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>90cc以下</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td>125cc以下</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>三輪以上（ミニカー）
20cc超50cc以下</td><td>3,700円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>5,900円</td></tr>
<tr><td colspan="2">250cc以下の二輪車（バイク）・トレーラー</td><td>3,600円</td></tr>
<tr><td colspan="2">250ccを超える二輪車（バイク）</td><td>6,000円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ（ただし旧3級品については1,000本につき2,925円）</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>前年度に同じ</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

○市税の税率等の推移 (6)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 28 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>ただし登録後 13 年超の軽自動車については以下の税率（経年重課）
<table>
<tr><th colspan="4">車種区分</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td colspan="3">三輪</td><td>4,600円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">四輪</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>8,200円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>12,900円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>6,000円</td></tr>
</table>
○グリーン化特例（軽課）
平成 27 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について，登録の翌年度に限り適用
<table>
<tr><td>減額内容</td><td colspan="2">おおむね75%</td><td colspan="2">おおむね50%</td><td colspan="2">おおむね25%</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">対象車</td><td colspan="2">電気自動車
天然ガス車（平成21年排出ガス基準からNOx10%低減）</td><td colspan="4">ガソリン車（平成 17 年排出ガス基準
75%低減「★★★★」）</td></tr>
<tr><td>貨物</td><td>乗用</td><td>貨物（※1）</td><td>乗用（※2）</td><td>貨物（※3）</td><td>乗用（※4）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四輪</td><td>営業用</td><td>1,000 円</td><td>1,800 円</td><td>1,900 円</td><td>3,500 円</td><td>2,900 円</td><td>5,200 円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300 円</td><td>2,700 円</td><td>2,500 円</td><td>5,400 円</td><td>3,800 円</td><td>8,100 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">三輪</td><td colspan="2">1,000 円</td><td colspan="2">2,000 円</td><td colspan="2">3,000 円</td></tr>
</table>
（※1）平成27年度燃費基準＋35%達成（※3）平成27年度燃費基準＋15%達成
（※2）令和2年度燃費基準＋20%達成（※4）令和2年度燃費基準</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>前年度に同じ
（ただし旧 3 級品については 1,000 本につき 2,925 円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

H 29 年 度
前年度に同じ
前年度に同じ
前年度に同じ
前年度に同じ
前年度に同じ
前年度に同じ
前年度に同じ。 ○グリーン化特例(軽課) 平成 28 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について，登録の翌年度に限り適用

減額内容		おおむね75%		おおむね50%		おおむね25%	
対象車		電気自動車 天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%低減)		ガソリン車（平成 17 年排出ガス基準75%低減「★★★★」）			
		貨物	乗用	貨物（※1）	乗用（※2）	貨物（※3）	乗用（※4）
四輪	営業用	1,000 円	1,800 円	1,900 円	3,500 円	2,900 円	5,200 円
	自家用	1,300 円	2,700 円	2,500 円	5,400 円	3,800 円	8,100 円
三輪		1,000 円		2,000 円		3,000 円	

(※1) 平成27年度燃費基準＋35％達成　(※3) 平成27年度燃費基準＋15％達成
(※2) 令和2年度燃費基準＋20％達成　(※4) 令和2年度燃費基準

前年度に同じ （ただし旧 3 級品については 1,000 本につき 3,355 円）
前年度に同じ
前年度に同じ
前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (7)

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>H 30 年 度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽自動車税</td><td colspan="2">環境性能割</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">種別割</td><td>前年度に同じ。
○グリーン化特例(軽課)
平成 29 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について，登録の翌年度に限り適用
<table>
<tr><th colspan="2">減額内容</th><th colspan="2">おおむね75%</th><th colspan="2">おおむね50%</th><th colspan="2">おおむね25%</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">対象車</td><td colspan="2">電気自動車･燃料電池自動車･天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)</td><td colspan="6">ガソリン車（ハイブリッド車を含む）平成 17 年排出ガス基準 75%低減「★★★★」又は平成 30 年排ガス規制 50%低減</td></tr>
<tr><td colspan="2">貨物</td><td>乗用</td><td>貨物(※1)</td><td>乗用(※2)</td><td>貨物(※3)</td><td>乗用(※4)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四輪</td><td>営業用</td><td>1,000 円</td><td>1,800 円</td><td>1,900 円</td><td>3,500 円</td><td>2,900 円</td><td>5,200 円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300 円</td><td>2,700 円</td><td>2,500 円</td><td>5,400 円</td><td>3,800 円</td><td>8,100 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">三輪</td><td colspan="2">1,000 円</td><td colspan="2">2,000 円</td><td colspan="2">3,000 円</td></tr>
</table>
(※1) 平成27年度燃費基準＋35%達成　(※3) 平成27年度燃費基準＋15%達成
(※2) 令和2年度燃費基準＋30%達成　(※4) 令和2年度燃費基準＋10%達成</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>売渡本数 1,000 本につき 5,262 円（平成 30 年 10 月から 5,692 円）
旧 3 級品については，1,000 本につき 4,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>前年度に同じ</td></tr>
</table>

R　元　年　度	R　2　年　度
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ （ただし令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度分から 8.4%）	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
課税標準の 0 ～ 2%（令和元年 10 月から）	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
売渡本数 1,000 本につき 5,692 円 旧 3 級品については，1,000 本につき 4,000 円（令和元年 10 月から 5,692 円）	売渡本数 1,000 本につき 5,692 円（令和 2 年 10 月から 6,122 円）
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (8)

区分			R 3 年 度
市民税	個人	均等割	前年度に同じ
		所得割	前年度に同じ
	法人	均等割	前年度に同じ
		法人税割	8.4%(標準税率 6.0%)
固定資産税			前年度に同じ
都市計画税			前年度に同じ
軽自動車税		環境性能割	−
		種別割	前年度に同じ
市たばこ税			売渡本数 1,000 本につき 6,122 円(令和 3 年 10 月から 6,552 円)
鉱産税			前年度に同じ
特別土地保有税			前年度に同じ
入湯税			前年度に同じ

令和３年度　市 税 概 要

編　集　水戸市財務部税務事務所
（市民税課　資産税課　収税課）

発　行　水　戸　市
所在地　〒310－8610
水戸市中央１丁目４番１号
TEL 029（224）1111